

西大學生報

第 三 百 三 十 八 號

昭 和 十 一 年 四 月



西大學生報發行局

外國爲替論

大阪商科大学
高商部教授
池田實著

菊判上製
紙數八百頁
定價五圓五拾錢
送料參拾錢

外國爲替を眞に理解し之を活用せんことを
ら、士に本書を薦む

本書の特徴

- △局部的説明に偏せず外國爲替全體の把握を目的とせんと
- △細緻なる分析的檢討による爲替取引の解説
- △爲替相場に關しては實證的論述を旨とし理論と實際との融合に特に意を用ひしこと
- △爲替相場を中心とせる諸問題の剴切にして平明なる解説

新刊

學者政治家
實際家の必讀書

國際經濟の 競合地帯に關する研究

關西大學教授
中村真之助著

菊判上製
紙數參百頁
定價貳圓五拾錢
送料廿貳錢

輓近の世界事情は、暗黒大陸の假名の下に、深く眠つてゐたアフリカ大陸をも呼び醒して、今や輝やかしい世界の新興市場と化しつつある。本書の前半は、此の大陸に於ける殖民國、英佛に加ふるに、新興日、獨米の國際政治經濟戰況の報道であり、又、メイド・イン・ジャバンのアフリカ進軍の現役商工業者に、得難き東道の主の役目を爲すものである。著者は更に我が商工立國又はアジア大陸政策の爲に一警鐘を打つべく、國際戰線の展望を、かの回教徒の世界から内陸アジアに向けて、其の委曲を盡してゐる。尙、國際經濟戰線に於ける最大武器たる鑛業に就いての點檢を試み、最後には特に我が國にとりて重大關心を喚ぶU.S.S.Rの待機に就いて説くなど、著者の用意は實に周匝を極めてゐる。爲政者、商工業者、學徒必讀の書。

企業財務表分析論

關西大學教授
西村勝太郎著

菊判上製
紙數四百五拾頁
定價參圓五拾錢
送料廿貳錢

經營分析の目的は「世の企業經營者に其の事業の財政的並に生産的方面を有利に統制する爲に必要とする一定の標準比率を提供し、其の企業の内容を判斷する助けを與へんとするにある」とブリスは云つてゐる。從來或企業が如何なる發達をなしつつあるか、又將來如何なる方法を探るべきかを決定する標準を得る事は甚だ望ましき事であつたが、其の試みは殆ど行はれなかつた。然るに經營分析の研究が進むに従つて之が解決に有力なる鍵を與へるに至つた。

今、本書は、之を三編に分ち、第一編は、財務表分析法の豫備知識としての財務表の説明を、第二編は、其の理論的考察をなし、第三編に於ては、第二編の理論を綜合し以て企業を全體として見て、其の經營能力を判斷する爲の手段方法の研究を取扱ひ、主として米國に於て盛んに行はれるる貸借對照表並に損益計算書の分析方法の紹介並に解説を試みてゐる。偉大なる進歩を見た近世會計學の一特長である經營分析の研究は、今後愈盛んならんとする、此の時本書の出現は實際家に、又研究者に裨益するところ大なるものがあらう。敢へて一讀を請ふ所以である。

新刊

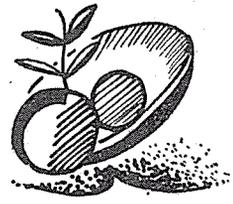
法律、經濟
商業書類
目錄進呈



株式會社

大同書院

大阪北區 振替大阪三一九七二番
梅田新道 電話北一六五三・五七五番
東京駿河台 振替東京二二二八番
中央大學前 電話神田二二二八番



私生子の認知雑考

助教授 柳 瀬 兼 助

罪なくしてその責を負ふもの、社會に於て必ずしも少しとせない。法上私生子の名の冠せらるゝものすべてがこの中に包含せられる。彼等にとつては何等の罪も存しないのであり、若し罪ありとすればそれは親の罪である。しかもその親にさへ社會觀念上罪とするに至らぬ場合もある。一夫一妻制度を採る以上は、法上婚姻を重んじ、婚姻による子と婚姻外に生れた子との間に、法上或る程度の差別を認むることはまた已むを得ないと解すべきであるが、婚姻を重んずるあまり私生子に冷酷なる現代の立法である、法上劣位に置かれる私生子に對し、或程度に於て理解せらるべき筈の社會又白眼を以てすることも否定し得ない所である。私生子なるの故に社會の競争場裡に於て落伍者となり、自らの前途を誤るものは勿論少くない。時には家籍に私生子あるの故に他の者に於て同様の憂目を見るものも存する。此等の點からすれば私生子の親たるもの先づ子をこの不利なる地位より救ひ子に生活の保證を與ふべきである。『物質的・道徳的・社會的な生活手段を保證することなしに、又その他すべての相次いで起る損害に對し自ら責あることを認むることなしに、故意に(而してそれは常に故意を以てある)社會に子をおくる者は盗人と謀殺者との中間にも入れらるべきものである』(A. Dumas Fils: Le fils naturel, Préface の中より)こゝに於て私生子を我が子なりと認むる認知なる制度が何れの國の法律にも存する。更に認知せられざる私生子の優遇が又問題となる。換言すれば認知制度の確立及び私生子の地位の向上が民法の進むべき道である。

佛蘭西に於ては『懐胎せる處女は信せらる』(Virgini praegnantis creditur)と云ふ法律格言が革命前にあつた。之は懐胎せる人妻に非ざる女の言を信用してその父を定むべしと云ふ意味で、比較的父に對する私生子の認知の

目次

私生子の認知雑考……………	(一)
助教授 柳 瀬 兼 助	
關西大學創立當時の思出……………	(二)
監事 武 田 宣 英	
理事 黒 田 莊 次 郎	
學 内 報……………	(三)
卒業證書授與式―入學試驗施行―入學式 舉行―教員異動―通常協議員會―豫科校 舎新築落成式―配屬將校の異動―卒業及 進級成績優等賞狀授與者―水上長次郎氏 逝去―がくほう抄―	
本學年度學科目擔任表……………	(四)
校 友……………	(五)
校友總會並に懇親會―千里山學士會春季 總會―東京支部―臺灣支部―關大五日會 (大連支部)―昭四會―勳靜	
昭和十一度卒業生氏名……………	(六)

請求は容易であつたと解すべきでありそれ私生子にとつては法上有利に取扱はれてゐたこととなる。ところで一八〇四年の民法ではかへつて「父の搜索は禁ぜらる」(La recherche de la paternité est interdite) (第三四〇條)として父に對する認知の請求は不可能とせられた、併しこのことは私生子にとつて甚だ冷酷であつて、私生子のみ無辜の罪を負はねばならぬと云ふ理由なしとの公平の觀念から、又憂慮すべき佛國の人口統計より、その出生率を保護すべきであるとの立場からこの條文の改正が問題とせられ、遂に一九一二年十一月十六日の法律によつて認知請求の訴が認められた。その他諸國の法制漸次私生子の地位の向上へと向ひつゝある。特にソヴィエトロシアに於ては一九一八年の親族法第一三三條では明かに嫡出と私生との間の區別を撤廢したのである。

二

我が民法上に於ては私生子認知の制度があり父の側より任意に認知する場合は勿論、之をなさざる時は子の側より裁判上強制的に認知せしむる認知請求の訴が許される。(母の認知は議論存するもこゝではこの問題に觸れない) 勿論認知せられたものでも嫡出子と比較すれば家籍關係相續關係について劣位に置かれる。即ち嫡出子は當然父の家に入るも家族の庶子及び私生子は戸主の同意を得なければ入籍出来ない(第七三三條一、第七三五條一) 家督相續順位に於ては被相續人の直系卑屬たる親等の同じき男又は女の間にあつては嫡出子が先にせられ(第九七〇條一、三) 遺産相續に於ても庶子及び私生子の相續分は嫡出子の相續分の二分の一とせられる。(第一〇〇四條)

我が國では從來妻に男の子がない時妾腹の男子をして家督を相續せしむることは當然のこととして許された。男系による家の繼續を重んじたからである。従つて明治初年には妾、したがつて妾の子も相當な法上の地位が認められたのである。

明治六年一月十八日太政官布告第二十一號に

「妻妾に非ざる婦女にして分娩する兒子は一切私生を以て論じ其婦女の引受たるべき事。但男子より已れの子と見留め候上は婦女住所の戸長に請て免許を得候者は其子其男子を父とするを可得事」

即ち之によつて妾の子は法上普通の私通の子と異つて取扱はれてゐた。次に之に關する最近の判例を拾つて見る。(法律新聞三九四六號)

裁判所の認定した事實はA男はその妻Bと事實上別居し別にC女と同棲し、その間に生れた甲、乙の二女を妻Bとの間の嫡出子として届出でたのであるが、この甲乙がA男の庶子なりや否やが争點となつたものである。

先づ嫡出子届出によつて甲乙がAの庶子たる身分を取得したか否かについて、判決は、Aは眞實自己とCとの間に生れた甲を妻Bとの間に生れたる嫡出子として届出をなしたるものであるから、右届出は事實に反し固より許すべきでないけれども、其の中には自らAに於て甲を自己の子なりと認むる意思表示を包含するのだから、甲が事實Aの子である以上結局庶子出生届を爲したる場合と同様で、甲は之によりAの庶子たる身分を取得したるものと謂ふべく……として嫡出子出生届はそのまゝ甲をしてAの嫡出子たる身分を取得せしむるを得ないが、その届出には自己の子たることを認むる意思表示を含み、又事實自己の子であるからそこで法上庶子たる身分を取得したるものとなした。そこで問題になるのが前記の太政官布告で戸長の免許が必要なのか否かである。原告は戸長の免許なき以上庶子たる身分を取得し得ずと争つた。これに對し裁判所は右の規定は父が妻妾にあらざる婦女の生みたる私生子を庶子となす場合に限り適用あるものとなし、本件に於て「AはBと事實上別居し永年C女と同棲し、その間に甲乙の二子を擧げたものであつて、Bは或はAの内縁の妻と云ひ得ないかもしれないが、少くとも其の妾であつた事實を認めることが出来る。(尤も原告は單なる情婦に過ぎなかつたと主張したが採用されなかつた) そりすれば、其のAとの間に生れた甲はAの妾腹の子であるから前記の戸長の免許は甲等を入籍せしむるについて之を要せな

いものと謂ふべきである。尤も妾なる法律上の身分は右布告の發布當時は存在したが、其後明治十三年刑法の改正によつて廢止せられたから、其後は單なる私生子と妾腹の子とを區別せず等しく私生子として、之を入籍せしむるには戸長の免許を要する様ではあるが、亦は單に妾なる法律上の身分が認められなくなつたに止つて、其の事實上の關係も無視して之を單なる私通關係と爲すべきではなく依然事實上の妾として單なる私通關係と儼然區別せられ何人も之を疑はなかつたことは、裁判所にも顯著なる所で、前記布告の趣旨もつまり妻妾の如き、子の父と一定の關係あるものゝ子を除いて其の他の婦女の生んだ子を一切私生子として之を庶子として入籍せしむるには、戸長の免許を要するものとなしたものと解するを相當とするから、右の布告の趣旨は右の妾なる法律上の身分の廢止によつて少しも影響せられず、苟も妾として事實上一定の關係ある以上は父が其の妾の子を入籍せしむるには戸長の許可を要しない。」

以上が裁判所の見解である。要は妾なる法律上の身分が認められてゐた際には妾腹の子は單なる私通關係より生じたと法上區別して取扱はるゝ點、即ち右布告の規定の解釋にはあまり問題は發生しないが、明治六年の右布告以後明治十三年に刑法の改正と共に妾なる法律上の身分が廢止せられた後でも、尙引續いて民法の效力發生まで右の布告の解釋上事實上の妾腹の子が尙私通關係による子と法上區別して取扱はるべきかと云ふ問題が發生する。之に對して前記の判例は肯定して事實上の妾腹の子は私通の子と法上區別してその入籍には戸長の免許を要しないとなしたのである。本來からすれば刑法に於て妾を禁止する以上は法上の制度として之を認めないのであるから、同時に右の布告も改正すべきであつたと考へられる。唯本件に於てはAはBと長年別居しかへつてC女と同棲し米穀商を営んでゐたと云ふのであるから寧ろ事實上は内縁關係に近いものと見られよう。

右の判例でも明かな様に民法施行前には父が私生子（妾の子に非ざる單なる私

通の子）と認知するには戸長の免許を受くることが必要であるこのことはすでに大正七年大審院の判例として現はれてゐる。即ち「私生子は其父との間に當然法律上の親子關係があつてその父の庶子たるべきものではなく、私生子の父が私生子を庶子となすには民法施行後には認知の手續を要することは勿論で、民法施行前には明治六年太政官布告第二十一號によつて戸長の免許を受け庶子として入籍せしむることが必要であつた。原判決の確定した所では上告人は舊刑法施行前にAとその妻妾でないBとの間に生れた私生子で、Aが戸長の免許を受けて庶子となしたものでないから、原判決が上告人をAの庶子でないとしたのは正當である。」

三

以上は民法施行前に於ける私生子の父よりの認知であるが、子からその父に對する認知の請求は許されなかつたのであつてこの點は現行民法の規定と抵觸するものである。この民法施行前の私生子のその父に對する認知請求に關してすでに明治三十二年以來判例として認知請求權なしとしてゐる。こゝに大正五年九月六日の判例を掲げて見る。

「明治六年一月第二十一號布告の趣旨とする所は、私生子は父に於て追て之を認知することは固より任意であるが、私生子から父に對して認知を求むることを許さず、法律上生母を扶養の義務に當らしむることゝしたもので、これは畢竟法律が亂倫行爲の結果を保護しないとの趣旨に出たものであるから、之がために私生子が他の嫡出子や庶子に比べて幾多の不利益を受けることは誠にやむを得ない所である。而して右布告は民法施行法第九條によつて民法施行の日から廢止せられたものであるから、民法施行後出生した子にはこの布告は適用はないが、民法施行前に生れた私生子の認知についてはその當時效力を有してゐた右の布告を適用すべきであることは法律適用の原則上から疑のない所であるのみならず、民法

施行法第一條には民法施行前に生じた事項については本法に別段の定ある場合を除く外民法の規定を適用せずとあり、他方私生子認知については何等別段の規定がないから、民法施行前に出生した私生子の認知については右の布告が適用せられて子より父に對しては認知の請求をなし得ないのである。」

右の判例は太政官布告の趣旨を亂倫行爲の結果を保護せざるの趣旨に出でたるものと云つてゐるが、併し亂倫行爲の結果ではあるが生れた子は何の罪もなく一人の人として生存するのであり、何等かの方法で之を保護せなければならぬし又亂倫行爲は別に女のみにあるのではなく男子にも（寧ろ或る場合には男の方に主として）あるのであるから、女の引受で男に認知の請求をなし得ないと云ふことは如何にも片手落ちの感がする。

更にこの判例では民法施行前に生れた私生子について民法の遡及効なしとしてゐるのでありこの點はすでに明治三十六年二月十日の大審院判例以後依然この見解を保持してゐる（大審院大十一、三、五、大審院昭七、五、二十八、東控大十一、十、十四、東控昭十、九、三〇、）此の見解は民法施行法第一條の規定あり、但同法に私生子について何等の規定なき點からして解釋上やむを得ない所ではあるが、同法には嫡出子の推定否認について規定を設けながら、之と類似の私生子に何等の規定なきことは民法施行前の私生子の地位が右の如く通常の觀念上も不合理であつた丈に同法の缺點が痛感せられる。寧ろ私生子について規定なきのみならば或は判例として私生子の認知請求權を認むることが出来、幾分ともに民法施行前の私生子を救ふことが出来たであらうが、民法施行法第一條しかも一般的な規定あるの故に之が許されないのである。私生子の點からすれば同法第一條は有難くない規定である。

要するに民法施行前に於ては妻の子は私通の子よりは法上有利な取扱を受けてゐたのであるが、之はその子を保護すると云ふ點からではなく、既述の如く男系による家の繼續を欲し衰なる法上の制度が認められたと云ふ結果から來たものに

すぎない。民法施行と共に妾腹の子も普通の私通の子と同様に取扱はるゝに至つたことはこの點では私生子の地位の退歩となるがこれも妾なるもの、廢止から來るものである。普通の私通による私生子は民法施行前は父の任意の認知は許されるが、しかもそれには尙戸長の免許を要し任意の認知なき以上は如何ともし得ず永久私生子とならねばならなかつたが民法施行後は任意の認知に何者の免許も要せず（但し家籍に入る、場合に戸主の同意は要するが）又任意の認知なきときは強制的に認知の請求の訴が一般に許されるに至つたことは民法施行前に比してその地位は一段の飛躍をなしたものである。

四

民法施行後は一般に私生子に差別なく認知によつてその地位を向上せしむることが出来る、認知には父母よりする任意の認知と父母に對し裁判上之を強制する強制認知がある。任意の認知は私生子を自己の子であると認む一つの意思表示である。しからば強制認知はどうであるか。判例は矢張り任意の認知と同じ様に父に對する其の子たることを認むる意思表示を求むるのが即ち認知請求の訴となす。即ち父の側に於て任意に認知の意思表示を示さないときは裁判所に於てその子たることを認むる意思表示をなすべしと命ずる所謂給付判決を求むるものと解する。かくの如く父の意思表示を求むるものとするならば、意思表示をなすを得なくなつたとき即ちその父が死んでしまつたときは私生子は永久に私生子となり救済せらるべき道がないこととなる。次の大正十年六月十一日の大審院判例は明かにこれを示す。即ち

「人事訴訟手續法第二章第三十九條は子の父に對する認知請求の訴には同法第二條第三項——即ち婚姻の無効又は取消の訴を夫婦の一方が提起するに際し他の一方が死亡せる後は檢事を以て相手方とする旨の規定——の規定を準用する旨を規定せず、その他にも第二章中に認知請求の相手方たる父死亡の場合に檢事を以て

相手方とする規定が存しないから、認知請求の訴は其の父の生存中に限つて之を提起し得るもので、其の死亡した後は子の認知請求権は當然消滅し検事を以てその相手方となすことを得ないと解すべきである。蓋し認知請求の訴は子の父に對して、其の子たることを認むる意思表示を求むるもので親子たることの確定を目的とするものではないから、この様な意思表示は生存者に於てのみなし得るものであつて又他人に於て代つて之をなし得べきものでもないから、婚姻又は縁組の無効又は取消の訴が當事者の意思表示を求むるのではなくて確定又は創設の宣言を求むるのとは其性質上著しい差異があるから人事訴訟手続法の第二條第三項の規定は認知請求の訴に類推して父が死亡した場合に検事を以て相手方となし得るものと解せられない。」

この見解はそれ以後下級審の判例に於ても採用せられてゐる。(東京地大一一・五・一二、名控昭五・七・二二)大審院は更にこの考を母に對する認知請求にも採用し「父に對する認知請求の訴は其の父の生存中に限り之を相手方としてのみ提起することを得るので、其の死後検事を相手方として之を提起するが如きは法律の許さない所であることは當院判例の示す所である。(上述の判例)この理は母に對する認知請求の訴についても亦固より異なることはない」(昭六・二・一四)とする、之に對しては勿論母の認知と云ふことがあるかと云ふ問題が起るのであるが、今しばらくこの問題には觸れないが有力なる學說として私生子と母との間の法律上の親子關係は認知又は分娩の事實によつて發生するとする見解がある。この見解よりすれば母が認知をしない場合には認知請求の訴を起す外分娩の事實に對する確認の訴によつても問題が解決し得、従つて母の死亡後も行はれ得る。(穂積博士親族法四六六頁)若しこの見解に従ひ母の生んだ子たることの事實の確定により親子關係を發生せしむるならば、その出生は特定の男に依るもの即ち父の確定も出來そうである。尤も母の分娩の事實の證明は比較的容易であるがその懐胎が特

定の男に依るものなることの證明もある場合に於ては可能である。例へば一般慣習に従ひ舉式後その届出を怠つた所謂内縁關係にある男女が届出前に男死亡し、しかもその女に於て懐胎せるが如き場合は、その子はその男の子なることはあまりにも明かでありその男の庶子となすこと必ずしも否定されるべきではない。實際私生子認知の問題になるのはかゝる内縁關係によるものが多く、しかも内縁關係なるものが現行民法の婚姻の成立につき一般慣習に従はず全くの形式主義を採用した結果であるとすれば私生子の發生に或程度に民法も責を負はねばならないのである。

從來の如く認知の訴を親をして自己の子たることを認むる意思表示を求むる給付の訴とすればさし當り死者に對しては認知の請求の出來ないこと右判例の如くであるが、次に問題となるのは、意思表示を求むる給付の訴とすれば意思表示をなすことの出來ないこと死者とあまり異らない禁治産者に對しては認知の訴が出來ないかと云ふことである。

五

禁治産者に對する認知の請求につき昭和六年十一月十七日大審院の判決があつた、この判決は大審院判例集には載せられず法學(第一卷五一四頁)に載せられたにすぎず、之については中川教授の詳細な批評が「親族相續判例總評一」(一六頁)に載つてゐるからこゝでは論旨判旨同教授の批評のあらましを拜借する。

事件は例の如く事實上の婚姻關係にある男女の間に三人の子が生れ何れも父の認知を受けず母の私生子となつてゐた。その中に父たる男子は早發性痴呆症の症狀を顯はしたので、その父に對し認知を求めたが認知せぬ爲母が三人の子を代理し、父たる男は禁治産の宣告を受けた爲その後見人を被告の代理人として訴を提起したのである。

第一審は原告敗訴し第二審に於ては被告(被控訴人)を病院に臨床訪問しそれに

立會つた鑑定人の鑑定書等によつて「本人訊問の結果本人は控訴人等が自分の子であることを認め、しかも訊問の際本人は之を認むるに足る能力を有してゐた」とは鑑定の結果明かであるから、被控訴人は有効に控訴人等が其の子なることを認めたるものとなすを相當とするから、被控訴人に對しその子たることの認知を求むる本訴請求は正當である」として、控訴人勝訴となつた。

之に對し被控訴人は上告し、先づ認知は代理に親しまざる行爲であるから、代理人をして辯論なさしむるを得ないし、又たとへ本人を證據調の方法によつて訊問し本人が任意認知をなしたるが如き答辯をしたからとて、直ちに之を以て任意認知をなしたる故に本訴は理由ありとなすが如きは認知の訴を確認の訴の如く誤解せるものであるとした。(以上は從來の意見で上告審の判旨も之を認めた)併し論旨が最も強調したのは代理不能論で上告人の如く心神喪失の常況にある禁治産者を相手方とする私生子認知請求の訴訟では裁判所は宜しくその能力の状態を調査し、その精神状態の平常に回復したときに於て之を辯論に呼出し發辯せしむる外なく、心神喪失の状態に在つては本人自ら有効に意思表示を爲し得ないときに法定代理人を辯論に呼出し本人に代て答辯せしむべきでない」と主張した。之に對して判旨は次の如くで上告は認められなかつた。

「禁治産者の後見人は禁治産者に對する認知請求の訴に於て禁治産者を代理して訴訟行爲をなすことを得るものとす。このことは法律に直接規定のない所なるが人事訴訟に於ても禁治産者は訴訟能力を有せないことは疑ないから、右の如き認知請求の訴訟に於て後見人が禁治産者に代つて訴訟行爲をなし得ないものとすれば、禁治産者に對しては終に裁判上認知を求め得なくなり法律が強制認知の制度を認めた趣旨を貫徹し得なくなり、又人事訴訟手續法第四條第一項、第二十五條第一項、第二十八條には禁治産者の後見人は禁治産者を代理して離婚離縁又は否認の訴を提起し得ることを規定し、之等の訴訟に於ては後見人をして原告たる

禁治産者に代つて訴訟行爲を爲さしむるものであるから、之等の事情から推考するときは禁治産者の後見人は禁治産者に對する認知請求の訴訟に於ても禁治産者に代つて訴訟行爲を爲し得るものと解すべきである。」

六

ところで最近又殆んど同じ問題が大審院まで持ち出された、之は最近の大審院判例集(第十四卷第二十號)にも掲載せられ、これについてはすでに穂積博士(法協第五十四卷第三號)・中川教授(法學第五卷第三號)の批評がある。

事件は私生子認知請求につきものゝ事實上の婚姻關係より起る。即ちA男とB女とは昭和四年五月二十二日學式の上事實上の婚姻をなし同年十二月頃迄同棲し圓滿なる夫婦生活を営み、その間同年十月頃BはCを懐胎し翌昭和五年五月廿八日分娩した。ところでA男は其後昭和五年十二月十九日禁治産宣告を受け、前例と同様に早發性痴呆症のため心神喪失の常態にあつて意思能力を有しない。CはB女の私生子なるを以てBはCを代理して裁判上認知の請求をなした。Aの後見人が之に應訴した、第一審は山形地方裁判所で最初は左の理由で訴を不適法として却下した(法律新聞三七〇五)

「被告は昭和五年十二月十九日禁治産の宣告を受け爾來今日に至る迄心神喪失の常況に在ることを認め得る。だから被告は意思能力を有せないものと斷するより外なく、従つて訴訟行爲能力を有せないことは言を俟たない。

然るに本件の様な認知請求の訴は子の父に對する其の子たることを認むる意思表示を求むるもので、現行法上はかゝる意思表示は本人に於てのみ之を爲すべく他人が代つて之を爲し得ない。しかも訴訟法上に於ても確認の訴、若くは創設の訴と異り後見人に於て被告に代つて訴訟行爲を爲し得るが如き趣旨の規定は一つも存じないから本件訴訟は不適法として却下すべきものである。」

第一審裁判所は前掲の昭和六年の大審院判例に氣付かなかつたらしいとは中川

教授の言である。この大審院の判例を知つてゐれば無論同一事件だから之に従つたであらう、控訴院は訴訟行爲が後見人によつて代理せられねばならぬとの事情は訴を不適法とする理由にはならず請求を不當なりとする理由たり得るに止るとして原審の判決を取消し第一審裁判所に差戻した。(この判決は法學第五卷第三號七六頁)

差戻しを受けた山形地方裁判所は昭和六年の大審院にならひしかもそれ以上につき進んだ判決をしてゐる。

「……唯裁判外に於ける私生子の認知は性質上本人に限り之を爲すを得べく法定代理人と雖も之に代つて其の行爲をなすを得ないが、裁判上總ての證據調を經由し親子關係を確認するに足るものなる以上假令被告が意思能力を有せなくとも認知を命ずるに支障なきものと解するを相當とする。蓋し斯る場合に於ては畢竟認知の意思表示は裁判の確定によつて法律上擬制せらるゝもので本人自ら之を爲すのではないからである。」

被告の控訴に對し第二審は昭和六年大審院判例をそのまま引用しつゝ裁判上の認知を次の様に説明した。

「……前段認定の如く禁治産者の法定代理人が禁治産者に代つて適法に訴訟行爲を爲し得る以上、該訴訟に於て裁判所が總ての證據調を經由し親子關係の有無を慎重審査した上、親子關係を確定するに足るものとなすときは、たとへ相手方たる被告が意思能力を有せなくとも認知を命ずるに支障なきものと解する。」

之に對し控訴人は上告した。先づ上告論旨として大正十年の前記の死者に對する私生子認知請求の判例を引き出して、私生子認知訴訟は相手方たる父の意思表示を求むる給付の訴なることを主張し、第二審の引用した昭和六年の判決は禁治産者たる父の生存中に於ける認知訴訟で大正十年のは禁治産者たる父の死亡後の認知訴訟であるが心神喪失の常況にある禁治産者と死亡せる禁治産者とは孰れも

絶對的表意不能の事實に於ては何等異同はなく従つて本人に代つて意思表示を爲し得ない理論にも何等差異はないから、原審裁判が後見人に代理權を肯定したのは違法であると攻撃した。この點について大審院は大正十年の判例を援用するのは本件に適切に非ずとしてあくまでも昭和六年の判例の態度を維持してゐる。併し大正十年の判旨の如く認知訴訟を相手方たる父の意思表示を求むる給付の訴と云ふならば意思表示をなし得ない禁治産者しかも代理に親しまざる意思表示を求むることも出来そうになく一見論旨も筋が通りそうである。併し論旨が云ふ様に禁治産者は絶對的表意不能者ではなく本心に回復した場合には任意認知も可能な狀況にあるのであり、之を拒絶した場合に強制認知を認め得ない理由はないのである。更に論旨は裁判外に於ける認知は私生子の事實上の父たる者が之を承認して法律上の親子關係を發生せしむる要式行爲であり性質上父たる本人に限り之をなし得て代理に親しまざる行爲であるから、若し父たる者が心神喪失の常況にある禁治産者であるときは到底認知を求むるに由なく、換言すれば心神喪失の常況にある禁治産者に對しては任意認知を求むる私權の存せないものであるにも拘らず訴訟上之を認むるは不當であるとなすけれども禁治産者が任意の認知がなし得ないから私生子に認知請求權なしとするは出来ぬ。論旨の如く云ふならば強制認知の訴が提起せらるゝ場合はすべて父に於て認知の意思なき場合であるから、その者に有效なる意思表示を求むることは出来なく従つて認知請求權なしと云ふこととなるのである。判旨では全然この様な論旨に耳を傾けなかつた。更に論旨は人事訴訟手續法の解釋に及んで原判決が昭和六年の判決文をそのまま踏襲して(詳しくは前述の同判決参照)「人事訴訟手續法の規定に(第四條一第二十五條一第二十八條)禁治産者の後見人は禁治産者に代理して離婚離縁又は否認の訴を提起し得べきことを規定し、之等の訴訟に於ては後見人をして原告である禁治産者と代つて訴訟行爲を爲さしむるもので、私生子認知請求の訴訟に限つて後

見人が禁治産者に代つて訴訟行爲をなし得ざるものとすれば……私生子は永久に私生子となり……法律が強制認知の制度を貫徹し得ないから……禁治産者の後見人は禁治産者に對する認知請求の訴訟に於ても禁治産者に代つて訴訟行爲をなし得る。」との判決に對し上告論旨は人事訴訟法の之等の規定は禁治産者の後見人は禁治産者に代理して離婚離縁又は否認の訴を提起し得る旨を規定したにすぎない。換言すると禁治産者の利益の爲め將來の身分關係並に責任範圍を縮少輕減する必要のある場合に僅かにその後見人が訴訟上否定的な消極なる意思表示をなし得る場合のみを規定したもので同手續法には本件の様なその意思表示によつて禁治産者本人の身分關係及其の責任が擴大加重すべき行爲に關して、訴訟上積極的の意思表示を爲し得べき規定の存せぬに拘らず、原判決は人事訴訟手續法の右の規定の法意を擴張解釋し延びて禁治産者の後見人が本人の身分及責任の擴大加重を招致する様な意思表示を代つてなし得るものと判斷したのは不當であると主張した。之に對し大審院は昭和六年の判例は變更する必要なしとし「禁治産者の後見人に右の様な訴訟行爲の代理權限を否定すれば私生子は其父母に對し認知を訴求するに由なく或は終世法律上不利なるの地位を甘受せねばならぬ様な結果となり、法律が強制認知の制度を認めた主旨を没却する處ある許りでなく人事訴訟手續法全般の趣旨からしても斯る訴訟行爲の代理を禁止したるものとは解し難く、離婚離縁又は嫡出子否認の訴を提起し得る旨を規定した律意に鑑みると、禁治産者が被告として私生子認知の訴を提起せられた場合にも等しく後見人をして禁治産者を代理して訴訟行爲をなし得るものと解するを相當とす」と判決した。論旨の如く無能力者の法定代理人は勿論無能力者の利益の爲めではあるけれど、それがすべてではなく無能力者と行爲する相手方の利益も考へられてゐるのであり、無能力者が法定代理人を通して行爲をするならば無能力者の相手方の行爲も法定代理人に於て受けねばならない。一方禁治産者は後見人によつて離婚

離縁又は嫡出子否認の訴を提起し得るのであるから特に嫡出子否認の反對を行く私生子認知の訴を受け得ないとすることは不權衡であり、父たる者は禁治産者を楯にして永久に認知を拒み得ることとなつて禁治産者のみはどれ丈私生子をつくつても責を負はぬと云ふことになる、これでは判例も謂ふ様に強制認知の制度の主旨が貫徹せられない。

最後に今回の判例は強制認知を次の如く説明する。

「實體法上私生子の認知の意思表示は相手方たる父又は母本人が自ら之を爲すことを要し、他人が代つて之を爲すことを得ないことは勿論だが、認知義務者たる父又は母が任意にその義務を履行せぬときは私生子は訴訟の方法を以て強制せしめることが出来、裁判所に於て審査の結果親子關係の存在を確認し得る以上假令其の相手方である父又は母が禁治産者で意思能力を有せなくともこの故に認知義務の履行を拒否するの理由と爲すに足らないから之が認知すべき旨の意思表示を命ずるに何等支障はない。」

七

今回の各大審院の判例は全く新しく強制認知と任意認知とを區別した從來強制認知は次の如く説明せられた。即ち前掲の大正十年の大審院の判例では「認知請求の訴は子の父に對する其子たることを認むる意思表示を求むるもので、親子たることの確定を目的とするものではないから、斯る意思表示は生存者に於てのみ之を爲すことが出来、又他人に於て代つて之を爲し得るものではないから……」と明瞭に父の意思表示を求むる給付の訴なることを説いてゐる。下級審の判例としても「私生子と其父との間の法律上の親子關係は事實上父子たる關係の存在することに因つて當然發生するものではなくて、其父が子たることを認むる意思表示(認知)を爲すに因つて始めて發生するものであることは、我が民法の解釋上疑を容れないところで認知請求の訴は父に對して斯くの如き意思表示を求むる訴に

外ならない。(東地、大正十三・五・二、法律新聞二二七六號) 今回の判例に於ても勿論認知請求の訴を以て給付の訴と解してゐるのではあらうけれども、裁判所に於て審査の結果親子關係の存在を確認し得る以上は、相手方が意思能力を有せなくとも、意思表示を命ずるには何等差支へなしと云ふのである。

元來民法上親子關係は勿論事實上の親子關係を基礎とせるものなることは勿論であり、生理上の父母に有効なる婚姻の有無に依つてその間に生れた子に嫡出子庶子私生子となるのであるのだからたとへ嫡出子出生届を提出してもそれが事實自分の子でなければその者は嫡出子たる身分を取得するものではない。尤も之に對し異議を述べるものがなければ戸籍上も嫡出子として記載せられるけれども、その故に民法上の親子關係は生理上の親子關係に基礎を置かぬとは云へない(民法に於ける子の觀念、安田教授、民商法雜誌第三卷二、三參照) 私生子の認知も同様であつて自己の婚姻外の子である、ことを認むるのである。即ち事實を事實として承認するのである、だからたとへ甲が乙を認知しても、事實乙が丙の子であればたとへ形式上甲の意思表示は完全でも認知にはならないのである、反之事實自己の子であるならばそれを庶子となす意思表示でなくとも、その中に自己の子であることの承認の意思があるならば認知と云ひ得るであらう。判例にしばしば現はれる様な妾腹の子を妻との間の嫡出子としての届出を私生子の認知の効力ありとし又私生子の母の出生届を母の私生子認知だと云ふが如きは、この例であらう。——故に戸籍法に依り一定の場合(戸、第七十二條三)に他の者が出生届を提出してもそれは出生届以外の意味を持ち得ない——かく考へれば法上親子關係を發生せしむる爲に先づ必要なのは事實關係の確定である、尤も事實の確定は殊に父の場合には困難ではあるが、その眞偽を最もよく知るものは本人であるからその本人に於て問題の子が自己の子である事を認むるならば、そこに法上親子關係を發生せしむることになるのではなからうか、こゝに所謂任意認知が成立する。併し

任意認知も事實に合するものであるべきだから私生子との間に親子關係を發生せしむるには父母の意思表示は第二次的に必要なものと云ふことが出来よう。若し父又は母に於て任意に認知しないときには、事實上親子關係あることを立證して裁判上強制認知せしむることとなる。若しあくまでも父又は母の意思表示に依つてのみ親子關係が生ずるとするならば、裁判上強制認知と云ふことは無意味である。何故ならば父又は母に於て任意に認知しないものを強制的に認知せしめようとしても特に身分上の行爲故その者の意思表示を要し代理を許さないとする以上眞の意思表示は得られないからである。判決としては、「被告は原告が自己の子たることを認知すべし」と云ふ命令の形式はとるけれども實際に於ては原告勝訴の判決を得れば訴を提起したるものより認知の届出をするのであつて(戸籍法第八十四條)父又は母に於て別に意思表示をなすことはない。裁判所に於ける認定も諸種の事情を照合して事實上親子關係の存在を認定して以て右の如き判決をなす例へば「被控訴人の母Bが被控訴人を受胎したるは大正七年三四月の頃と認め得べく又母Bは三四月の交に控訴人Aと關係ありしことを認め得るから右關係によつてBは被控訴人を受胎せるもので被控訴人は控訴人の子なりと認定するに充分である」(東地、大正十二・六・一)とし或は「被控訴人及びA女は孰れもその血液種族型O型に屬し醫學上兩親が何れもO型に屬するときはその間に生じ得る子女は必ずO型にして他型なきこと並に控訴人は婦女を懷胎せしむる能力あることを認め得べく……果してしからは被控訴人を控訴人の實子なりと認定せざるを得ない……」とし以て主文の如き命令をなすのである。即ち證據によつて親子關係の存在を確認して以て認知すべしと命ずるのであるが、事實は認知の意思表示をなすことなく決極判決によつて認知したるものと看做さるゝのである、だから前掲の山形地方裁判所が「……裁判上總ての證據調を經由して親子關係を確認するに足るものなる以上假令被告が意思能力を有せなくとも認知を命ずるに差支へなき

ものと解するを相當とする。蓋し斯る場合には畢竟認知の意思表示は裁判の確定によつて法律上擬制せらるゝもので、本人自ら之を爲すのではないからである」と判決し、この判決が大審院の今回の判決の源をなしてあることは否定し得ないのである。若しこの様に認知の意思表示は裁判の確定によつて法律上擬制せらるゝもの」と云ふ様な考へによるならば、死者に對する認知請求と云ふことも可能となるのではなからうか。尤も穂積博士の云はるゝ様に私生子を有すと云ふことは、そのものにとつて重大事であるから勿論その者の意見を開陳せしむる必要はある。禁治産者の場合は更もかくその意見を開陳せしむることは可能だが死人に對しては所謂「死人に口なし」で意見を述べさすことは出来ない。だから禁治産者と死人とをこの點で同視する譯には行かない。(穂積博士の前掲一九三頁)併しこの考を探られる同博士も母の場合は死後も分娩の事實によつてその親子關係を確定し得ると主張せらるゝのである。尤も母と父との場合は同論は出来ないかも知れないが、理論的には母が分娩の事實の確定によつて親子關係を發生せしめ得るならばその出生が特定の父によることの明なる場合(例懐胎當時の内縁關係—勿論女の貞操を信じて)には敢て同論も不可能でないではなからうか。かくすることによつて、父の死後永久私生子に終らねばならぬ子を保護することが出来る。

更に私生子問題の多くが一般慣習上公然夫婦關係にあるものゝ子であることからすれば、婚姻成立についての法の改正が必要であり、又戸籍上私生子の名を除くことも或る程度に私生子の不遇を救ふことも出来るであらう。

執筆の依頼を受けてから十日餘しかなくしかもその間いろ／＼の事により不完全なもの掲載を餘儀なくせられたことを編輯委員讀者諸氏に御詫びする尙あまり「かたくないもの」との御言葉で文中の判例等日語文に書き直したことを附言する。(二一、三、二九)

植田豊太郎氏

第二卷 國體構成論 上

新町 徳之

植田豊太郎氏は昭和九年(皇紀二五九四)三月十日「國體學序論」を公にせられた。それによれば氏は國體學を日本國體學、比較國體學に分け、日本國體學(國別國體學)を更に國體構成論、國體價值論、國體本質論、國體發生論、國體生成論、國體作用論、國體價值論、國體方策論の七部門に分類せられ、第一卷(第一章、第二章、第三章、第四章、第五章、第六章)は國體構成論(國體構成論)は、法理的機構(一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十)の諸學說を彙類して、

第一卷 國體構成論 上は今年一月二十日發行で國體構成論、第一部、國體法理構成論と題して國體法理的機構を研究せられたもので、氏に取つては國體學全體論の一端を示されたものである。(第二卷五頁)また緒言第一章「國體學の淵源」第二章「統治權の本質」第三章「統治權の主體」からなる「統治權の法理を闡明した」もの、論理は是にして機關論の非なる所以を論證し、四、五、六頁に述べられたもの、神髓は其第一節で氏は統治權の主體に關する本邦の諸學說を彙類して

統治權主體論 天皇國家同體說 (天皇主體說) 國家人格說

となし(二二八頁)その學史的概観を叙述し第二節で問題の性質は専ら純粹法理の問題である事を明かにし、第三節から第七節まで絕對的國家主義を批判し論駁せられ、絕對的國家主義を主張し、天皇主體を認むる所謂國家法理(二八六頁—四一四頁)は勿論、天皇主體を認むる時、眞理に非ざるを論證し(四一三頁—四二六頁)「百尺竿頭更進一步を進めて最後第九節で天皇主體の眞理であることを一、消極的根拠、二、積極的根拠、三、目的論的根拠、四、論理的根拠、五、沿革的根拠、六、意識的根拠、七、主權的根拠、八、特殊の根拠、九、特殊の根拠、十、特殊の根拠、十一、特殊の根拠、十二、特殊の根拠、十三、特殊の根拠、十四、特殊の根拠、十五、特殊の根拠、十六、特殊の根拠、十七、特殊の根拠、十八、特殊の根拠、十九、特殊の根拠、二十、特殊の根拠、二十一、特殊の根拠、二十二、特殊の根拠、二十三、特殊の根拠、二十四、特殊の根拠、二十五、特殊の根拠、二十六、特殊の根拠、二十七、特殊の根拠、二十八、特殊の根拠、二十九、特殊の根拠、三十、特殊の根拠、三十一、特殊の根拠、三十二、特殊の根拠、三十三、特殊の根拠、三十四、特殊の根拠、三十五、特殊の根拠、三十六、特殊の根拠、三十七、特殊の根拠、三十八、特殊の根拠、三十九、特殊の根拠、四十、特殊の根拠、四十一、特殊の根拠、四十二、特殊の根拠、四十三、特殊の根拠、四十四、特殊の根拠、四十五、特殊の根拠、四十六、特殊の根拠、四十七、特殊の根拠、四十八、特殊の根拠、四十九、特殊の根拠、五十、特殊の根拠、五十一、特殊の根拠、五十二、特殊の根拠、五十三、特殊の根拠、五十四、特殊の根拠、五十五、特殊の根拠、五十六、特殊の根拠、五十七、特殊の根拠、五十八、特殊の根拠、五十九、特殊の根拠、六十、特殊の根拠、六十一、特殊の根拠、六十二、特殊の根拠、六十三、特殊の根拠、六十四、特殊の根拠、六十五、特殊の根拠、六十六、特殊の根拠、六十七、特殊の根拠、六十八、特殊の根拠、六十九、特殊の根拠、七十、特殊の根拠、七十一、特殊の根拠、七十二、特殊の根拠、七十三、特殊の根拠、七十四、特殊の根拠、七十五、特殊の根拠、七十六、特殊の根拠、七十七、特殊の根拠、七十八、特殊の根拠、七十九、特殊の根拠、八十、特殊の根拠、八十一、特殊の根拠、八十二、特殊の根拠、八十三、特殊の根拠、八十四、特殊の根拠、八十五、特殊の根拠、八十六、特殊の根拠、八十七、特殊の根拠、八十八、特殊の根拠、八十九、特殊の根拠、九十、特殊の根拠、九十一、特殊の根拠、九十二、特殊の根拠、九十三、特殊の根拠、九十四、特殊の根拠、九十五、特殊の根拠、九十六、特殊の根拠、九十七、特殊の根拠、九十八、特殊の根拠、九十九、特殊の根拠、一百、特殊の根拠、一百〇一、特殊の根拠、一百〇二、特殊の根拠、一百〇三、特殊の根拠、一百〇四、特殊の根拠、一百〇五、特殊の根拠、一百〇六、特殊の根拠、一百〇七、特殊の根拠、一百〇八、特殊の根拠、一百〇九、特殊の根拠、一百一〇、特殊の根拠、一百一〇一、特殊の根拠、一百一〇二、特殊の根拠、一百一〇三、特殊の根拠、一百一〇四、特殊の根拠、一百一〇五、特殊の根拠、一百一〇六、特殊の根拠、一百一〇七、特殊の根拠、一百一〇八、特殊の根拠、一百一〇九、特殊の根拠、一百一〇一〇、特殊の根拠、一百一〇一一、特殊の根拠、一百一〇一二、特殊の根拠、一百一〇一三、特殊の根拠、一百一〇一四、特殊の根拠、一百一〇一五、特殊の根拠、一百一〇一六、特殊の根拠、一百一〇一七、特殊の根拠、一百一〇一八、特殊の根拠、一百一〇一九、特殊の根拠、一百一〇二〇、特殊の根拠、一百一〇二一、特殊の根拠、一百一〇二二、特殊の根拠、一百一〇二三、特殊の根拠、一百一〇二四、特殊の根拠、一百一〇二五、特殊の根拠、一百一〇二六、特殊の根拠、一百一〇二七、特殊の根拠、一百一〇二八、特殊の根拠、一百一〇二九、特殊の根拠、一百一〇三〇、特殊の根拠、一百一〇三一、特殊の根拠、一百一〇三二、特殊の根拠、一百一〇三三、特殊の根拠、一百一〇三四、特殊の根拠、一百一〇三五、特殊の根拠、一百一〇三六、特殊の根拠、一百一〇三七、特殊の根拠、一百一〇三八、特殊の根拠、一百一〇三九、特殊の根拠、一百一〇四〇、特殊の根拠、一百一〇四一、特殊の根拠、一百一〇四二、特殊の根拠、一百一〇四三、特殊の根拠、一百一〇四四、特殊の根拠、一百一〇四五、特殊の根拠、一百一〇四六、特殊の根拠、一百一〇四七、特殊の根拠、一百一〇四八、特殊の根拠、一百一〇四九、特殊の根拠、一百一〇五〇、特殊の根拠、一百一〇五一、特殊の根拠、一百一〇五二、特殊の根拠、一百一〇五三、特殊の根拠、一百一〇五四、特殊の根拠、一百一〇五五、特殊の根拠、一百一〇五六、特殊の根拠、一百一〇五七、特殊の根拠、一百一〇五八、特殊の根拠、一百一〇五九、特殊の根拠、一百一〇六〇、特殊の根拠、一百一〇六一、特殊の根拠、一百一〇六二、特殊の根拠、一百一〇六三、特殊の根拠、一百一〇六四、特殊の根拠、一百一〇六五、特殊の根拠、一百一〇六六、特殊の根拠、一百一〇六七、特殊の根拠、一百一〇六八、特殊の根拠、一百一〇六九、特殊の根拠、一百一〇七〇、特殊の根拠、一百一〇七一、特殊の根拠、一百一〇七二、特殊の根拠、一百一〇七三、特殊の根拠、一百一〇七四、特殊の根拠、一百一〇七五、特殊の根拠、一百一〇七六、特殊の根拠、一百一〇七七、特殊の根拠、一百一〇七八、特殊の根拠、一百一〇七九、特殊の根拠、一百一〇八〇、特殊の根拠、一百一〇八一、特殊の根拠、一百一〇八二、特殊の根拠、一百一〇八三、特殊の根拠、一百一〇八四、特殊の根拠、一百一〇八五、特殊の根拠、一百一〇八六、特殊の根拠、一百一〇八七、特殊の根拠、一百一〇八八、特殊の根拠、一百一〇八九、特殊の根拠、一百一〇九〇、特殊の根拠、一百一〇九一、特殊の根拠、一百一〇九二、特殊の根拠、一百一〇九三、特殊の根拠、一百一〇九四、特殊の根拠、一百一〇九五、特殊の根拠、一百一〇九六、特殊の根拠、一百一〇九七、特殊の根拠、一百一〇九八、特殊の根拠、一百一〇九九、特殊の根拠、一百一〇一〇〇、特殊の根拠、

關西大學創立當時の思出

監學博士 武田宣英

明治二十二年第一回卒業

學報局の需めに依り關西大學創立當時の思出を二、三お話しよと思ふ、大學は來る五月創立滿五十年式を擧ぐる事になつてゐるので、私も其の準備として委員の末席を汚し五十年史の編纂にも關係いたしました、其の際尤も遺憾に存じたのは資料として創立趣意書を得なかつたことであり、私の臚るげな記憶に依れば、其の創立趣意書には我大阪の地を佛國リヨンに比し、大阪の東京に於けるは恰もリヨンのパリに於けるが如く云々と、我大阪の地にも専門の法律學校が必要であると云ふようなことが書かれてあつたと思ふ（此處で序にお願する、若し此の印刷物お持ちの方があらば學校あてお送りを乞ふ）、斯の様な趣意で今を距る五十年の昔我關西大學は此の浪速の地に一個の法律専門學校として生れたのである、吉田一士氏を校長に、井上操、堀田正忠、小倉久、鶴見守義、手塚太郎、水上長次郎等の諸氏を講師に、陸軍出身の有田徳一氏を幹事に、西區京町堀の願宗寺を事務所として教場として開校したのである。此の企が發表せらるゝや意外に反響ありて未だ開校せざるに早くも學生の申込は僅に百名を超へたと云ふことである、講師はみな司法官で司法省に伺を立てゝ出ると云ふ次第で、其の許可はまだ來ぬ、學生はやんや／＼さわぐので、吉田一

士氏が獨り初めて教壇に立ち經濟學の講義をして其の第一聲を放れたのであつた。偶然にも法律専門の學校が他面商經濟の學校として發展するに至りたる其の素地は、早くも既に茲につくられたのである。

校舎は間もなく東區淺路町の簿記學校の二階に、次で又天滿河内町興正寺にと移り此處にて第一回卒業生を出したのである、卒業生には時の文部大臣榎本武揚氏が臨席されたことと記憶する、其の間ボアソナード氏も見へ堀田氏の通譯にて講演されたこともある、講堂は疊を取り除けたる板間で、ボ氏が講演を終へ段を下る二、三步、敷居に躓かれ危く倒れんとしたる其の後より、堀田先生が悪つき敷居かなとグ／＼敷居を踏みつけておられる様が見るやうに思ひ出される、其の當時の講師はみな設立者なので報酬としては別になく中にも井上先生の如きは其の時の借寺料を寄附されたこともあつた、各講師は二名を無月謝にて入學させることが出來て、私は井上先生の書生であつたから三年間無月謝で通學卒業したのである、村松岩吉君は堀田先生方より、山口直三郎君故武内作平君は手塚先生方より、小川龍丸君は鶴見先生方より、内田重成君は小倉先生方より通學されてゐたやうに思ふ、而して其の諸先生の内で今尚ほ健在で東京に居られるのは堀田、鶴見、水上（本年四月三日逝去、編者）の三氏で、私が氏の先生方より親しくかゞつたのは「吾々は國家のお世話で學問したのであるから其の御恩返しに國家の爲めに有用の人物をつくらねばならぬと云ふので大阪の地に法律専門の學校を設立することになつたのである」と。堀田先生はボアソナード先生の直弟子で、他はみな司法省八年生の卒業生で何れも法律學士と稱

號を有せられてゐた、即ち司法省八年生として多くは官費にて卒業されたのである、既に設立者たる講師此の情あり之を受くる學生豈に意なからんや、卒直に私の感じを申せば私には井上先生は第二の父にして大阪の地は第二の故郷であつた、爾來星霜五十年其の間大阪に在りたるは僅か最初の三年であるが、此の三年が私には甚だ尊き歴史の頁である、昨年十一月二十九日の師團長宮殿下の千里山學舎蒙臨の際教練查閱御視察を陪觀し、銃を手にして進みたる豫科學生の勇ましき姿に私は思はず湧き出づる涙を如何ともすることが出來なかつた、同時に染み々々と學校關係者の一人として此等學生の世話をして戴く此身の難有さを感じた、子を持つて始めて知る親の恩、吾等の先生も亦此様なお心持にて吾等をお世話して下されたことであつたらうと思ふ。

斯様にして我關西大學は我大阪の地に五十年の昔に生れたのである、河内町時代より江戸堀時代、福島時代より千里山・天六時代と其の間幾多の變遷隆替はありましたが、何時も自力更生で今は押しも押されぬ立派な綜合大學となつたのである、皇室中心國家本位に其の基礎を置き、人格養成を第一義とし、學と實際との調和を計ることは我大學不文の憲法として夙に醸成されたのである、能の達人世阿彌の言に初心忘ルヘカラス、時々初心忘ルヘカラス、老後初心忘ルヘカラス、之を萬能一徳の句と云ふのである、まことに至言である、創立五十年式を擧げんとするに際し創立當時の昔を回顧し創立者の意志が那邊に在りしかを味ふのも亦意義なしとしないのである。

關西大學創立當時を語る

理事 黒田 莊次郎

明治二十二年第一回卒業

關西大學の前身である關西法律學校は明治十九年十一月四日に創立されたものであるが、その當時の世の中の状況を概観すると前年の明治十八年には太政官が廢されて内閣となり、太政大臣の三條公から内閣總理大臣の伊藤博文氏にと政權が移り政界も多事であつた。又文部大臣森有禮氏によつて制定された階級的學制はまだ確立されぬ時代で、大阪の地には官立學校としては唯一つ大學分校（第三高等學校の前身）あるのみにて、府立の中等程度の學校も僅に一、二校であつた。私學では藤澤南岳先生の漢學塾、澤井覺平先生の英學塾、大塚先生（現京大名譽教授工學博士大塚要氏の嚴父）泊雲塾（主として英語教授）川口にはキリスト教主義の學校があつた位のものであつた。

元來大阪は商業の地で學問には兎角無關心であつた。だから明治二年創立の歴史ある大阪唯一の官立學校第三高等學校も京都に取られ、又本來ならば大阪に設立されるべき帝大も京都に取られてしまつた様な仕儀で學問と云へば東京で大阪は振はぬこと夥しかった。

明治の前期は官尊民卑の時代で又法律學に於ては佛法萬能であつた。これは日本人が始めて法律書を見たのが佛法で、箕作麟祥先生がフランス民法を翻譯し、佛人ボアソナーード先生が司法省の顧問で、司法省の直轄學校八年生と三年生は佛法を講じたのによるのである。

かかる時代に我が關西法律學校は大阪の地に生れたのである、其開校廣告には筆頭に、ボアソナーード門人從六位堀田正忠、法律學士從六位小倉久、同井上操、法律學士手塚太郎、鶴見守義、志方鍛が教師で、名譽校員大阪控訴院長正五位兒島惟謙及び土居通夫と列記されてゐた。堀田先生は既に東京高等法院で加波山事件や福島事件の國事犯事件で雄辯を振つた有名な検事であり、小倉先生はフランス留學より歸朝々のチャキ／＼であり、井上先生は刑法學者として著書もあり既に有名であつた。又手塚、鶴見、志方の諸氏は司法省八年生出の若手であり、兒島先生は時の大阪控訴院長土居通夫氏は裁判所より天下りの實業家で鴻池家の顧問であつた。

一面大阪唯一の官立學校大學分校でも校長の外高等官は二人位しか居なかつたし、又大阪府廳でも知事の外高等官は二人しか無かつた時代に、高等官揃ひの顔ぶれの學校が出来たのであるから世間の人の矚目したのも無理はなく、半官半民の學校と云ふ感を懷かせたものであつた。

創立當時のここに集る學生は私學の常として種々雑多であつた、私は明治十四年郷里の中學校から大阪の文部省直轄中學校に轉學し、全校が大學分校になる前年即ち明治十七年の秋に學資缺乏の爲に退學し、東京に行つて放浪生活をつゞけてゐたが、思ふ所があつて明治十九年に大阪に歸り、二、三の連中と共同生活をやりつゝ區役所や府の土木課に雇はれてゐる中、關西法律學校の開校廣告が出たので東修したのである。

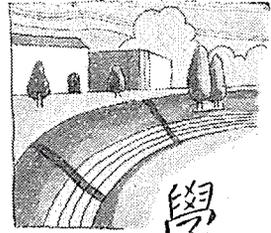
創立と共に入學した者の中には私の様な境遇の者もあつたらうし、小學校の先生、役所の勤めのもの、代言人の書生、其他苦學生と云ふ連中で、年齢は十六七才の少年もあれば三十以上の老書生も相當多かつた。

隨つて學力の等差も懸隔があつた。同期生で第一回卒業生として名を連ねた人もあるし、中途で東京の學校へ轉學した人もあり、在學中に既に代言人試験に合格した者もあつた。その中で第一回卒業組には現貴族院議員津島專内田重成君、各地の檢事正を勤めた東京山口直三郎君、辯護士で政治家で法制局長官になつて亡くなつた武内作平君、本學の監事法學博士武田宣英君等があり、中途退學組には天津地方裁判所長の時亡くなつた吉村利三郎君、元檢事で代議士、大阪取引所理事長であつた辯護士の土上益三郎君、先年亡くなつた奈良の辯護士、代議士磯田象三郎君等がある。又在學中で代言人となつた人には衆議院議長で亡くなつた奥繁三郎君、長く大阪市會議長であつた本學の元監事山口房五郎君、先年亡くなつた本學協議員辯護士の渡邊菊之助君等がある。

開校當時の出來事としては明治二十年か二十一年に大井憲太郎等が朝鮮事件の公判が大阪控訴院で開かれ井上先生が裁判長であり、堀内先生が檢事で新聞を賑はしたものである、お蔭で學校は休講が多くて學生にとつては大いなる損失でもあつた。

先生方は皆無報酬であつた、當時の規定として月俸百圓以上は馬一頭飼養すべしと云ふ法規があつたので裁判所の月俸百圓以上の井上先生、小倉先生の颯爽とした馬上の姿は今時の大學の先生には見られぬ情景である。

本校創立後間もなく砂川雄峻先生や瀧川忠二郎先生の發起經營に係る英法の學校が出来た。しかし佛法萬能、官尊民卑の時代思潮は如何ともする事能はず幾何もなく閉校せられた。然し兩先生共本學の講師として又協議員・檢事として爾來本學の爲に療され、本學今日の礎を築かれるに與つて力があつた次第である。



學内報

創立五十年記念式典豫告

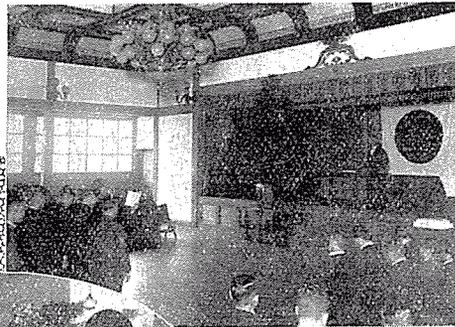
本大學創立五十年記念式典は来る五月二、三、四の三日間に亘り舉行することに決定、行事の大綱は左記の通りである。

- 一、式典(二日、中央公會堂)
 - 二、物故學員追悼會(二日、中央公會堂)
 - 三、學術講演會(二日、中央公會堂)
 - 四、學術展覽會(三日、四日、千里山學舍)
 - 五、記念運動會(三日、千里山運動場)
 - 六、五十年史發刊
 - 七、記念論文集發刊
 - 八、學報記念號發刊
 - 九、校友祝賀會(三日、千里山學舍)
- 二、三の兩日記念スタンプあり

卒業證書授與式

本學卒業式は學部第十二回を三月二十日午後二時千里山學舍威德館にて、専門部第一部第四回並に第二部第四八回を同日午前十時より天六學舍講堂に

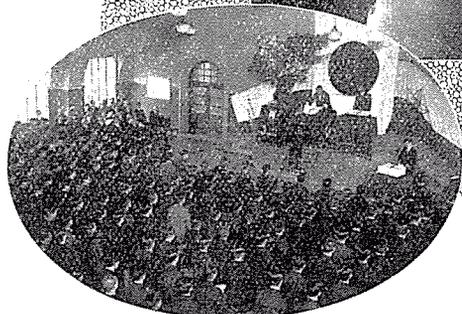
於て舉行した。卒業證書授與の後、仁保學長の式辭、文部大臣、大阪府知事、大阪市長、其他校友總代の祝辭あり、學生各部總代の答辭ありて閉式した。卒業生氏名並に受賞者氏名別項の通り



卒業式
 (上) 學部(千里山威德館)
 (下) 専門部(天六學舍講堂)

仁保學長式辭

閣下並に各位、本日茲に大學部第十二回、専門部第一部第四回、第二部第四八回卒業式を舉行するに當り、來賓各位には斯く多數御臨席を賜りまして誠に本學の光榮とする所、謹んで謝意を表します。



只今卒業證書を授與せらるゝ數は大學部二五六名、専門部第一部一九四名、第二部六〇九名、合計一〇五九名で御座います、過去の卒業生を合すれば一二一八九名に達する次第でありまして斯くの如く多數の卒業生を出しました功績に對しましては教授助教授講師諸氏に先以つて深甚の謝意を表する次第であります。

この際に本學の現況を述べますとその校運は順調に發展いたしました新學年には六千名以上に達する事と推測されますが大阪西に於て最も必要なる學校の一と確信いたします、御覽の通り天六學舍は既に竣工いたしましたものの教練場運動場は尙狹隘であり、生徒の増加に伴ひまして教室の數は次第に不足を感じつゝあります。千里山豫科校舎は先般火災に罹りまして新築せられ、近日その工を了へますがそれに依て面目は一新すると思ひます、大學部の校舎も只今の處では大分痛みまして改築に迫られてゐるのであります、外観もさる事ながら更に教務上の内容の充實に至つては一層の努力を要するものと痛感いたします、これに就きましては當市廳、府廳、師團の御援助ならびに校友諸子の御後援を切望する次第であります。以上には本學の現況を畧述いたしました、例によりまして本日卒業の諸子に一言祝辭を述べて送別の辭といたします。

諸子が所定の長年月を通じて健康を保たれ、目度度く無事に卒業された事は定めし父兄、保證人の方に取つて御満足のことと拜察欣快に堪へない、それに引換へ諸種の事情に依り、中途挫折せられた方には痛惜の情一入なるを感じます、今日國家非常時に當面して依然

として就職難は解消せられず多数卒業生の前途今尙樂観を許さぬ時、一般經濟界は回復しました様なもの一面官公私立諸學校の卒業生増加と共に益々困難を加へつゝあります、一方國家非常時の状態は對内的にも對外的にも、國際聯盟の脱退、戒嚴令施行等に依りその高度を高めつゝある事は事實上微し明らかでありま

す、斯くした局面の中に卒業生の大多數は入つて生活状態が變更されるのでありますから失敗墜落する事なく就職する事は至難でありましてこれを克服打開するには強固なる意志と實力とを要するのであります、今日迄は父兄其他より學費を出されてゐたが今後はこれを仰がぬのみならず自力で生活する事は勞苦困難を伴ふは當然で男子の本懐これに過ぎないのであります。これが實力の養成に就ての條件といたしまして、一に身體の強健、二に精神的能力の養成、を必要と致します、自己が備へてゐる能力がいかにかりのものかを冷靜に反省する事、反省なき處に進歩なく反省なき處に修養の實を擧げる事は出来難いのであります、諸子が在學中、修養々々と云ふ事を度々御話しましたがどれほど迄に反省がありましたでせうか、人間の生涯はこれ修養の生涯であります、壯年だから老年だからと云ふ區別はなく畢竟する人間の一生は修養の二字に盡きるのであります諸子はこれを充分に考慮に入れて就職難を打開し克服する様努力せねばなりません、この努力の効果は直ちに觀面に表はれるのであります、然らばその方針方法はいか様にすれば良ろしいかと申しますと、大體は入學の時の學則に明示せられた條文を回想し勵行する事であり、只想ひ返すのみではなしに切に玩味し實踐躬行するにありますが、第一條の三

要項は一に専門學術の修得、二に人格の陶冶、三は國體觀念の養成であります、私の卒業當時の自身に振り返つて申し上げますれば、過去數ヶ年に得た學識を省みる時、いかにそれが未熟で生嚼りで斷片的であつたかを思はされるのであります、これを直ちに運用する事は困難で幾多の訓練習練を要するのみならず、日進月歩の今日學術界の絶えざる歩みに對抗するには油斷なく學識を補足せなければならぬのであります、往々卒業後は書物をさへ手にする事を好まないのが常例でありまして、これは自己を反省して恥を晒すのであります諸子もその弊に陥らぬ様始終注意せられる様老婆心より申し上げます、次に人格の陶冶として今日の實業界は學術の優秀なる者を望むかと申しますと一概に左様でなく、優秀をも望むがそれよりも人物の確

つかりとした人、即ち意志の強固で職務に忠實なる人を望むのであります、而して人格の陶冶の方法と致しまして、先づ禮儀そのものを良く守る事が大切で、禮の足らざる事は自己の人格を引き下げると同然で「禮は己に出て己に返る」の通り自己より進んでこれを行へば他人も自己の人格を尊重して返禮するものであります、自己の人格を尊重されん事を希望するならば、自己より禮を以つて他人の人格を尊重せねばなりません、この心得なくして社會に立つとしますと失敗は勿論で大なる損害を來しますから特に禮儀を盡くす事を切望します、終りに國體觀念の養成は、過般不幸にして國體明徴問題が起りまして今尙その問題の存續して解消せない事を甚だ以て私の遺憾とする處であります、これ等は憲法並に皇室典範をみれば明瞭でありまして、卒業生諸子と私はその問題に關しては既に何等

の疑を持つてゐない解消して仕舞つてゐるのであります、尙國體問題に付て輕卒なる言行をなさるゝ方が若しあるとなれば意外の不幸失敗の招く事あるを特に御注意願ひます。

以上は學則にある事を繰り返したに過ぎませぬが、お互互窟はよく云ふがその述べる通り實行の伴はないのが通弊となつてゐます、理窟を述べるのも良ろしいが言行一致でなければならぬと存じます、私の申す處誠に過言の誹りを免れませぬが、自己の體験に鑑み、その衷心を披瀝し諸子の前途を祝福して式辭と致します。(文責記者)

學部校友總代祝辭

卒業生諸氏の光榮燦として輝き歡喜堂に溢るゝ今日の卒業式に我等校友亦參列の榮を得、一言祝辭を陳ぶるは衷心欣快に堪えざる所なり。

惟ふに諸氏は多年學理の討究に勉め學の蘊奥を究むると共に人格を陶冶し、茲に業を了へて今方に實社會に進出せられんとす、諸氏の前途は實に洋々たると共に其の責務は一層の重きを加ふ、殊に諸氏は學窓の研究を卒へたりと雖も社會の實務は複雑多岐にして學の實化は經驗に俟つもの頗る多く、更に一段の奮勵努力を覺悟せざるべからず、我等校友は諸氏の門出に對し滿腔の祝意を表すると同時に諸氏今後の活躍を期待す。現今世界各國の情勢は國際關係危機を孕み一觸直に爆發の虞れあり、加之我國現下の國情は政治、經濟、國防其他各方面に亘り一大革新の氣運漲り内外共に實に重大なる時局に直面せり、此の國難打開の爲めには舉國一致國體を明徴にして益々報國の志を堅くし國憲を重じ國法に遵ひ誠心誠意時局に善處せざるべからず

特に學識人格兼備の人材に待つこと切なるものあり
希くは諸氏宜しく世界の大勢を認識し國內の實情を洞
察して學理運用の適正を誤らず一意國難打開に奮進し
以て國家社會の爲めに貢獻し併せて母校の名聲を宣揚
せられんことを、是れ蓋し諸氏の負荷すべき責務なり
と信ず。

茲に校友を代表し聊か所懐を述べて祝辭とす。

専門部校友總代祝辭

卒業生諸君、諸君の光榮燦として輝く日本の卒業式
に我等校友亦臨席の榮を得一言祝辭を陳ぶるは洵に欣
快に堪えざる所なり。凡そ業の成るは成るの日に成る
にあらずして必ずや其の困て來る所遠く而して其の過
程に就ては幾多の努力と苦勞とを要す。諸君が今日の
光榮を荷はれたる所以のものは決して偶然にあらずし
て刻苦勉強と研鑽せられたる成果に外ならず
今次諸君は學業を了へて實社會に進出せられんとす、
我等校友は諸君の門出に對し滿腔の祝意を表すると同
時に諸君今後の活躍を期待す。

惟ふに諸君は學窓の研究を卒へたりと雖社會の實務
は多事多様に於て學の實化は經驗に俟つもの頗る多く
更に一段の奮勵努力を覺悟せざるべからず、然る世界
の大勢を通過するに歐洲各國の情勢に於て將又東洋に
於ける日滿露支關係に於て其の國際關係の危殆なる今
日より甚だしきはなし、加之我國現下の國情は政治、
經濟、國防其他各般に亘り一大革新の氣運漲り内外共
に實に重大なる時局に直面せり、此の難局を打開して
益々國威を宣揚して社會の福祉を増進するには學國一
致愈々報國の志を堅くし國憲を重んじて國法に遵ひ誠
心誠意時局に對處せざるべからず、特に學識人格兼備

の人材に俟つこと切なるものあり、希くは諸君宜しく
世界の大勢を認識し國內の實情を洞察し既修の學術を
運用して適正を誤らざるは勿論矯激を慎み退學を戒め
積極進取の氣概を養ひ人格の陶冶と學術の鍊磨を怠ら
ず一意國難打開に邁進し以て國家社會の爲めに貢獻し
併せて母校の名聲を顯揚せられんことを、是れ蓋し諸
子の負荷すべき責務なりと信ず。茲に校友を代表し聊
か所懐を述べて祝辭とす。

學部卒業生總代答辭

本日生等の爲めに盛大なる、卒業證書授與の式典を
舉行せられ、朝野貴紳、先輩諸君の御臨席を辱ふし、
加ふるに學長閣下を始め來賓諸賢の懇篤なる訓諭を賜
ふ、生等の光榮何物の如かん。

願れば生等本學に學ぶこと幾年、其間學長閣下並に
教職員各位の懇切なる薫育指導に依り、此光榮を荷ふ
に到りたるは深く感佩措く能はざる所なり。今や生等
懐しの學窓を巢立ち、波濤瀉瀉く實社會に棹さんとす
此秋に當り邦家の現狀を通過するに、内外多事多端、
所謂非常時の言葉にて盡さる、されば國民の覺悟と奮
起を要すること頗る切なるものあり、殊に生等青年の
重大責務や重し、然りと雖も生等責任忠誠學未だ淺く
經驗に乏しく果して此難局を善處し、能く其の責務を
果たし得るや、甚だ危懼の念なき能はず、唯此の上は
既修の學術を實地に活用し、學長閣下を始め諸先生の
御教訓を體し、身を修め業を勵み夙夜精勵邦家の爲め
に微力を致し、以て鴻恩の萬分の一に報ひ、本日の榮
譽を曠しくせざらんことを期す。

希くは諸先生先輩諸賢一層指導御鞭撻を賜らんこと
を、不肖滑越を願ひみず卒業生一同に代り謹みて茲に

蕪辭を述べ答辭となす。

専門部第二部卒業生總代答辭

本日茲に生等一同の爲めに、専門部第二部第四十八
回卒業式の盛典を舉行せらるるに方り、幾多の貴紳先
輩諸賢の御臨席を辱うし、且つ學長閣下の御懇篤なる
御訓辭と御來賓諸賢の御鄭重なる祝辭とを賜り、寔に
生等一同の光榮之れに過ぐるものなく衷心感激に堪へ
ない次第であります。

顧みまするに昭和八年四月生等が本學に入學致しま
してから既に三歳不敏にも拘はらずこゝに卒業の榮譽
を擔ひ得ましたことは、之れ偏に學長閣下を始め諸先
生の不斷の御薫陶と熱誠なる御指導に俟つもの甚大な
るを思ひ、生等は只々學長閣下並に諸先生の御鴻恩に
深く深く感謝して止まない次第であります。

惟ふに現下の社會情勢は對外的にも國內的にも重大
なる時局に直面し、所謂國家の非常時で洵に國事多難
の時であります。則ち政治に國防に或は國民思想に吾
人の覺悟と奮起を要するもの切實なるものあるを痛感
致します。此の秋に當り生等この光輝ある本學を巢立
ちて實社會に乗り出し、微力なりと雖も本學教育の趣
旨を體し、既に習得せる學術理論を實社會に運用する
とともに、益々人格を陶冶し國民思想の涵養に努め國
體觀念を明微ならしめ専心皇國のために努力する覺悟
であります。是れ即ち本學の光輝を一層宣揚すると同
時に鴻恩の萬分の一にも報ゆる所以と信じます。然れ
ども生等未だ淺學菲才にして經驗に乏しくよくこの重
責を果し得るやに付いては危懼の感なきを得ません、
何卒學長閣下を始め諸先生並に先輩諸賢の御指導と御
鞭撻とに依り幸に生等の使命を遂行せしめられんこと

を希ふ次第であります。

茲に卒業生一同を代表して感謝の意を表し、併せて生等の覺悟を述べて答辭と致します。

専門部第一部卒業生總代答辭

本日茲に私達のために専門部第四回卒業證書授與の式典を舉行せらるゝに當り、多數朝野貴紳先輩諸賢の御臨席を忝うし、且つ學長閣下の御懇篤なる訓辭と來賓諸彦の御鄭重なる祝辭を賜りましたことは、私達一同の光榮之に過ぐるはなく只々感激に堪へない次第であります。

顧みまするに私達が本學に入學致しましてより早くも茲に三星霜、其の間天性非才の身なるにも不拘今日能くこの卒業の榮譽を擔ふを得ましたことは、此れ偏へに慈愛深き學長閣下並に諸先生先輩諸賢の不斷の御指導と御薰陶の賜と深く卒業生一同の感謝する所でありませぬ。

惟ふに現時世界に於ける先進的社會の動向は幾多の矛盾を眼前にして新しき社會秩序へと一途に前進躍進の道を辿つております。此の時にして我國情も亦、政治に經濟に思想に社會的諸實勢は今や自らの中に抱藏した幾多の矛盾を克服して、新しいより緊密な日本社會を展開すべき機運に在ります。それは沸騰せる國體明徴の叫びとなり、數多き社會改造案となつて祖國建國の理想實現へと動いて居ります。正に祖國の前途は明日の嵐の中に在り、今や幾多の危機を控へながら新日本の新しい生命を呼び起し、時代は正に一大飛躍を遂げんとしつゝかゝる嵐を叱咤し、かゝる怒濤に駕する青年國民の自覺と奮起とを要求すること切なるものあります。この秋に方り私達は思出深き此の學園

を後にして、實社會に或は上級學部に各々その所信に向つて進まんとして居ります。然し乍ら私達の行手には桑滄として轉變極りなき人生行路の難あり、私達の如き資性愚昧、學未だ淺く、經驗殊に乏しきもの果してよく此の難に處し其の責務を完ふし得や否や、頗る危惧の念なきを得ませんが唯此の上は瘦軀五尺、一意光輝ある本學の歴史と健實なる精神を體し、學長閣下を初め諸先生の日頃の御教訓と先輩諸彦の御鞭撻とに従つて、誠心國運の進展に微力を献げると共に本學の名聲を一層發揚し以て鴻恩の萬一に酬ゆる覺悟であります。何卒學長閣下を初め諸先生並に先輩各位に於かせられても、將來共私達一同に對し相變らず御教導と御鞭撻下さらんことを切にお願ひ致します。今や懐しき母校を後にせんとするに際し、萬感胸に迫り只々言ふ言葉すらも失つて居ります。

茲に謹んで諸先生先輩各位の御萬福を祈ると共に、母校の益々御隆昌を併せ祈りつゝお別れする次第であります。卒業生一同を代表し聊か感謝と覺悟を述べて答辭と致します。

入學試験施行

本年度入學試験は左記期日に施行せり。

- 學部 四月四日
- 第一豫科 四月六日及七日
- 第二豫科 四月十日及十一日
- 専門部第一部 四月八日
- 専門部第二部 四月三日

入學式舉行

大學各學部、第一豫科及び第二豫科入學式は四月十日

五日午前十時より千里山學舎威德館に於て、専門部第一部及び第二部入學式は同日午後二時より天六學舎講堂に於て舉行された。國歌合唱の後仁保學長は勅語を奉讀し、新入學生々徒に對し、學術の研鑽、人格の練磨、國家思想の涵養について諄々と訓諭され、終つて學生々徒總代の宣誓があつて閉式した。

學部新學生宣誓

關西大學學部に進むに當り靈憲遵守の念を新にし益研鑽修養に努め以て本學の期待に副はんことを誓ふ依て爰に姓名を自署す

大學豫科新入生徒宣誓

關西大學豫科に入るに當り謹て本學建學の趣旨を體し以て學生の自分を全ふせんことを誓ふ仍て爰に姓名を自署す

専門部新入生徒宣誓

關西大學専門部に入るに當り謹て本學教養の趣旨を體し以て學生の自分を全ふせんことを誓ふ仍て爰に姓名を自署す

教員異動

命法文學部長	教授	新町 徳之
命經商學部長	同	吉田 一枝
任教授	助教	西村 勝太郎
同	同	中川 庸太郎
同	同	赤羽 豊治郎
同	同	森川 太郎
任教授命豫科勤務	講師	山田 松太郎
同	同	大小 島眞二
任助教命豫科勤務	講師	八島 治一
同	同	板倉 柄音

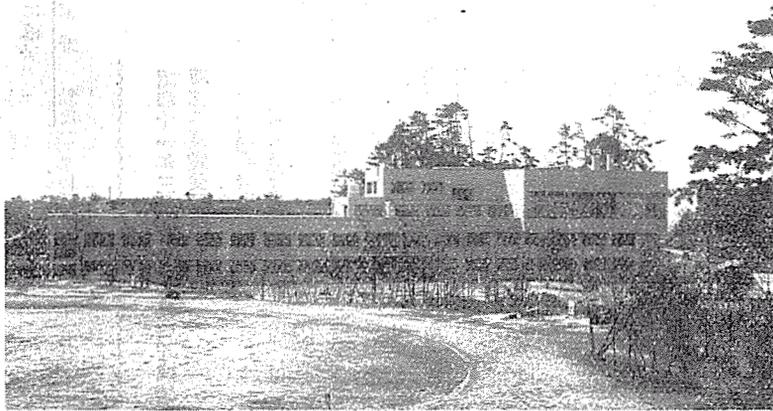
任助教授命専門部勤務	同	柳 兼 助
同	同	川 上 敬 逸
命學生主事	教 授	中 谷 敬 壽
同	同	加 藤 金 次 郎
同	同	田 邊 清 市
命生徒主事	同	河 村 宜 介
免専門部勤務命經商學部勤務	同	加 藤 金 次 郎
同	同	磯 部 喜 一
同	同	内 多 精 一
委囑専門部文學科英語科主任	同	藤 澤 章 次 郎
委囑専門部文學科漢文科主任	同	飯 田 正 一
委囑専門部文學科國語科主任	同	武 内 省 三
免法文學部長	同	正 井 敬 次
免經商學部長	同	野 村 次 夫
免學生主事	同	安 藤 光
同	同	河 村 信 一
免生徒主事	同	加 藤 金 次 郎
委囑經商學部講師	法 博	中 島 玉 吉
委囑豫科講師		西 井 克 己
委囑専門部講師		佐 伯 三 郎

通常協議員會

昭和十年度通常協議員會は三月十二日午後五時より新大阪ホテルに於て開催し、昭和十年度決算並に昭和十一年度豫算案を議決した。

豫科校舎新築落成式

昨春起工せる豫科校舎の新築落成式は、四月十三日午前十時半、千里山新校舎に於て舉行、朝來よりの春



舍校科豫山里千るせ成竣

雨霽々として降りしきる中を、多數來賓の参加ありて一同新校舎内を巡覽の後、大講堂に於て始式す。喜多村理事の工事概要説明並に本學教育精神に關す

る式辭あり、ついで村上豫科長の豫科現況に付いて詳細なる報告ありてのち、本建築に功勞ある大林組に對し、本學より謝狀並に記念品を呈して式を終る。

式後、別室にて一同晝餐を共にし學長の挨拶あり、續いて大阪府立豊中中學長來賓を代表せられ、秀麗なる自然を背景に持つ誇りと、將又、關西に於ける屈指の私學たる事に言及、今や遠く父母の膝下を離れて東都に遊學するの要あらざるを説かれ、本學豫科の前途に囑望、禮讃の辭を送られて宴を終へた。斯くて竣工した千里山豫科校舎は自然の色と清澄の氣に和する明快なる白色タイル張り近世式の外觀をなして、いよいよここに目出度デビュウする事となつた。新築工事の概要を摘録すると、構造は鐵筋コンクリート造一部鐵骨造三階建、建坪四九二・四六四坪、第一階四九二・四六四坪、第二階四八一・八五九坪、第三階二四四・四〇九坪、延坪一二一八・七三二坪

(1階) 庶務、會計課室、學生課室、教練教官室、豫科長室、應接室、教授室、會議室兼食堂、圖書室、雨天體操場、銃器庫、電氣ボイラー室、學生控室、大小教室等。

(2階) 學長兼理事室、研究室、大教室六室、小教室六室。

(3階) 大講堂、特別階段教室、倉庫、屋上運動場。

配屬將校の異動

大學部に於ける配屬將校は左の通り着任ありたり。

大學部勤務 第四師團師令部附 長谷川 長氏
 歩兵第八大隊附 佐 龜 井 豐氏
 歩兵第八聯隊附 佐 龜 井 豐氏
 歩兵少佐 佐 龜 井 豐氏

がくほう抄

▽經商學會 第四回例會を三月十五日(日)天六學舎にて開催、水谷教授の『商英雜話』と題する報告ありたり

本學評議員・協議員

水上長次郎氏逝去

本學評議員・協議員、貴族院議員水上長次郎氏は心臓麻痺の爲め、東京市四谷區荒木町二十七番地の自邸に於て逝去された。享年八十、六日青山齋場における葬儀には本學を代表して監事武田宣英氏參列弔意を表した。



垂水關甲長談 水上氏は德島地方裁判所判事より大阪始審裁判所判事に轉任と同時に、創立後間もなき本學の前身關西法律學校講師として教

鞭を執られ明治二十一年には校長事務監督として職務の面倒も見られた。その後京都始審裁判所判事、大阪始審裁判所判事、大津地方裁判所檢事正、大阪地方裁判所檢事正、長崎控訴院檢事長、大阪控訴院檢事長を歴任、その間大阪に赴任の際には常に本學講師として出講せられ、達辯の講義は學生の喝采を博したものである。辯論に長じ幾分理窟屋なりしも事務的の才能あり、本學校長事務監督時代所管の司法省との交渉は氏を煩はした事が多い。退官後は勅選議員として貴族院議員に列し、本學評議員並に協議員として本學の爲に力を致された氏の訃音は洵に痛惜に堪えない。

▽中村良之助氏(教授) 日本地理學會會員に推薦さる
▽板倉鞆音氏(助教) 京都市左京區北白川西町七八に轉居。
▽箕田正一氏(講師) 三島郡吹田町片山前三〇八に轉居。
▽植野 勳氏(元講師) 昭和十一年三月二十三日逝去

昭和十一年三月卒業及豫科修了成績優等
並に佳良賞受領者

優良	經商學部經濟學科	森 本 隆 男
同	專門部文學科英語專攻科	岡 田 太 郎
同	同	安 達 省 一
佳良	法文學部法律學科	植 田 弘
同	同	林 義 夫
同	法文學部政治學科	朝 田 良 一
同	法文學部英文學專攻科	廣 瀬 捨 三
同	經商學部經濟學科	松 本 九 一 郎
同	經商學部商業學科	岩 井 巖
同	同	岩 田 勝 見
同	同	片 井 明
同	同	木 下 清
同	同	中 路 中
同	專門部第一部法律學科	飯 尾 勘 次 郎
同	同	田 中 進
同	同	村 井 一 郎
同	同	首 藤 勉
同	專門部第一部經濟學科	松 崎 邦 真
同	專門部第一部商業學科	合 田 俊 一
同	同	福 田 保 朝
同	專門部第二部法律學科	井 原 文 雄

同	專門部第二部商業學科	辻 俊 太 郎
同	文學科國語漢文專攻科	植 村 繁 一
同	同	野 村 松 司
同	文學科英語專攻科	相 田 一 彦
同	同	廣 内 藤 四 郎
優良	第一大學豫科	武 笠 幹 雄
佳良	同	三 浦 重 次 郎
同	同	中 野 宗 弘
同	同	岡 野 一 市
同	第二大學豫科	大 先 一 成
進級成績優等證狀授與者(○印は特待生)		
專門部第一部		
(商一) 岩崎 義一	二神 猛	植木 覺一
	豊田 稔	金 昌 健
	池田 明	道家 保
(法一) 太田 正治		中村彌之助
(商二) 高村 義光		尾崎 正弘
白須賀信一		
專門部第二部		
(法二) 藤本 利博	家長 喜一	西出 福治
(經二) 藤井 正雄	(商二) 伊藤 武之	
(國二) 岡本 義信		
(英二) 村田 一男	政友 隆三	奥村 久義
(經一) 藤平 寛	和田 鶴藏	橋本 昌照
(商一) 小林 正夫	岡田 益實	
(國一) 渡邊 龍夫	松浦 孝一	
(英一) 津田 正男		
(英一) 金森末太郎	木村 博吉	山本 保
村上 俊二	秋山 雪雄	
第二豫科一學年		
○荒川彌一郎	○下田 資郎	

本學年度學科目擔任表

法 文 學 部

法 律 學 科

社會學、社會政策	岩崎 卯一
經濟政策概論	磯部 喜一
東洋倫理學	石濱純太郎
獨 語	板倉 柄音
法 理 學	仁保 龜松
債權總論、獨語	西村 信雄
英法、債權各論、信託法	本莊鐵次郎
佛 語	德尾 俊彦
佛 語	賀來 俊一
國際公法(戰時)	河原 政勝
國際私法	川上 太郎
財政學	神戶 正雄
哲 學	武內 省三
英 語	高 田 彬
經濟原論	高田 保馬
海 商 法	武田藏之助
手 形 法	竹 田 省
英 語	田邊信太郎
西洋倫理學	龍野健次郎
行政法總論、行政法各論	中谷 敬壽
獨語總論、會社法	鳥賀陽然良

政 治 學 科

獨法、商行為	野村 次夫
佛 法	柳 瀨 兼助
民事訴訟法(判決、強制執)	山 田 正三
行 法 制 史	牧 健 二
民法總則	近藤 英吉
英 法	安 藤 光
獨 語	赤羽 豐治郎
民事訴訟法(判決、破産法)	齋藤 常三郎
憲法、行政法各論	佐々木 愨一
刑法各論	佐伯 千 仞
佛法、親族法、相続法	木村 健助
刑法總論、刑事訴訟法	宮本 英脩
國際公法(平時)	末 廣 重雄
物 權 法	末 川 博
社會學、社會政策、外國政	岩崎 卯一
治書研究	磯部 喜一
工業政策	池 田 榮
政治史	石濱純太郎
東洋倫理學	板倉 柄音
獨 語	仁保 龜松
法 理 學	西村 信雄
債權總論	蜷 川 虎三
統計學	本莊鐵次郎
債權各論、信託法	

佛 語	德尾 俊彦
外國政治書研究	大山 彦一
佛 語	賀來 俊一
國際私法	川上 太郎
國際公法(戰時)	河原 政勝
財政學	神戶 正雄
政治學史	吉田 一枝
哲 學	武內 省三
筆記(原理、商業)	瀧澤 喜子雄
英 語	高 田 彬
經濟原論	高田 保馬
海 商 法	武田藏之助
手 形 法	竹 田 省
經濟史、英語	田邊信太郎
西洋倫理學	龍野健次郎
行政法總論、行政法各論、地方自治	中谷 敬壽
商法總則、會社法	鳥賀陽然良
商 行 爲	野村 次夫
政治學	黑 田 覺
法制史	牧 健 二
民法總則	近藤 英吉
獨語、農業政策	赤羽 豐治郎
商業政策	作 田 莊一
憲法、行政法各論	佐々木 愨一
刑法各論	佐伯 千 仞
親族法、相続法	木村 健助
刑法總論	宮本 英脩
國際公法(平時)、外交史	末 廣 重雄
物 權 法	末 川 博

文 學 科 哲 學 專 攻 科

社會學、社會政策	岩崎 卯一
政治史	池 田 榮
支那文學	石濱純太郎
古典語	泉井久之助
心理學、心理特殊問題	岩井勝次郎
文學概論	堀 正 人
社會學特殊問題、倫理演習	大山 彦一
西哲思想史、哲學史特殊問題、宗教學特殊問題	片山 正直
財政學	神戶 正雄
哲學、論理學、論理特殊問題	武內 省三
經濟原論	高田 保馬
東洋倫理學	高瀨 武次郎
倫理學、西洋倫理學	龍野健次郎
美 學	辻部 政太郎
行政法總論	中谷 敬壽
政治學	黑 田 覺
文 明 史	矢口孝次郎
印度哲學、宗教學	前田 聽 瑞
獨語、哲學演習	藤本 進 治
哲學特殊問題	高山 岩 男
憲 法	佐々木 愨一
國 文 學	佐伯 梅 友
教育學、教授法	三枝樹正道
東洋哲學史、東洋哲學特殊問題	新町 德 之
哲學講義、哲學演習、認識論、西洋美術史	菅 守 常

文 學 科 英 文 學 專 攻 科

經濟學部

支那文學	石濱純太郎
獨語	板倉鞆音
言語學、ラテン語	泉井久之助
心理學	岩井勝次郎
文學概論、英文學	堀正人
英文學	細江逸記
佛語	德尾俊彦
佛語	賀來俊一
西哲思想史	片山正直
哲學	武内省三
英文學	瀧川規一
英文學	辻部政太郎
英文學	村上喜貞
英文學	内多精一
英語學	グレン・シヨウ
文政史	矢口孝次郎
宗教學	前田聽瑞
獨語	赤羽豐治郎
國文學	佐伯梅友
教育學、教授法	三枝樹正道
西洋美術史	菅守常

經濟學科

經濟學史	石川興二
獨語	板倉鞆音
商行爲	原田鹿太郎
債權總論	西村信雄
統計學	蜷川虎三
民法總則、債權各論、信託法	木莊鐵次郎
佛語	德尾俊彦
佛語	賀來俊一
會計學	加藤金次郎
國際公法(平時、戰時)	川上敬逸
財政學	神戶正雄
英語經濟書研究、交通政策	河村宜介
日本經濟史	菅野和太郎
國際私法	川上太郎
憲法、行政法總論、行政法各論、經濟演習(社會問題)	吉田一枝
政治學史	瀧澤喜子雄
簿記(原理、商業)	武内省三
哲學	田邊信太郎
經濟史、經濟演習(經濟商業史)	龍野健次郎
西洋倫理學	高田保馬
經濟原論	瀧谷善一
損害保險論	竹田省
手形法	中村良之助
經濟地理	中島玉吉
親族法、相続法	村本福松
經營經濟論	村賀陽然
商法總則、會社法	鳥賀陽然
倉庫論	野村次夫
保險論(總論、生命保險、火災保險)	野口正造

商業學科

政治學	植民政策	黑田覺
貨幣論、金融論、外國爲替景氣變動論、經濟演習(銀行及金融)	山本美越乃	
取引所及市場論	正井敬次	
經濟學史、經濟演習(經濟學史)	增山忠次	
海商法	古川武	
獨語、農業政策	安藤光	
破産法	赤羽豐治郎	
商業政策、國際經濟論	齋藤常三郎	
刑法各論	作田莊一	
商業數學	佐伯千仞	
刑法總論	木村禎橋	
外國經濟事情	宮本英脩	
銀行論、經濟演習(銀行及金融)、英語經濟書研究	下田將美	
物權法	森川太郎	
外交史	末川博	
簿記(銀行、工業及原價計算)監査	末廣重雄	
會計監査	須藤文吉	
社會學、社會政策	陶山誠太郎	
經濟政策概論、工業政策、經濟演習(經濟政策)		
西洋倫理學	岩崎卯一	
獨語	磯部喜一	
商行爲	石濱純太郎	
債權總論	板倉鞆音	
統計學	原田鹿太郎	
民法總則、債權各論、信託法	西村信雄	
	蜷川虎三	
	本莊鐵次郎	

佛語	德尾俊彦
佛語	賀來俊一
商業英語、貿易實務論、英語經濟書研究	賀屋俊雄
商工經營論、會計學、經濟演習(會計學)	加藤金次郎
交通政策	河村宜介
財政學	神戶正雄
國際公法(平時、戰時)	川上敬逸
國際私法	川上太郎
日本經濟史	菅野和太郎
憲法、行政法總論、行政法各論、經濟演習(社會問題)	吉田一枝
商學概論、簿記(原理、商業)、英語經濟書研究	瀧澤喜子雄
商業史、經濟史、經濟演習(經濟商業史)	田邊信太郎
損害保險論	瀧谷善一
經濟原論	高田保馬
手形法	竹田省
西洋倫理學	龍野健次郎
經濟地理	中村良之助
親族法、相続法	中島玉吉
經營經濟論	村本福松
商法總則、會社法	村賀陽然
倉庫論	野村次夫
保險論(總論、生命)、保險政策	野口正造
英語經濟書研究	矢口孝次郎
植民政策	山本美越乃
商品學	山崎直樹
貨幣論、金融論、外國爲替景氣變動論、經濟演習(銀行及金融)	正井敬次
取引所及市場論	增山忠次

社會學、社會政策	岩崎 卯一
經濟政策、工業政策	磯部 喜一
債權	入江 眞太郎
心理學	西村 嘉三郎
佛語	德尾 俊彦
政治學	大山 彦一
英語	小川 忠藏
支那語	奧平 定世
民法總則	和田 豐二
倫理學、哲學	片山 正直
英語	河村 宜介
英語	川上 敬逸
財政學	柏井 象雄
憲法	吉田 一枝
英語	吉川 貫二
商業通論、商業政策	瀧澤 喜子雄
保險學	瀧谷 善一
經濟地理、交通論	中村 眞之助
海外經濟事情	中川 庸太郎
商法	國歲 胤臣
經濟史、特殊經濟史、英語	矢口 孝次郎
論理學	柳 延胤
農植政策	山本 美越乃
外國貿易、外國爲替	正井 敬次
取引所論	増山 忠次
經濟原論、經濟學史、英語	古川 武
獨語	赤羽 豐治郎
海商法、手形法	安藤 光
物權法	坂本 憲三

破産法	齋藤 常三郎
統計學	菊田 太郎
英語	水谷 揆一
銀行及金融論	森川 太郎
商業學	
經濟政策、工業政策	磯部 喜一
債權	入江 眞太郎
商業簿記、英文簿記、商業數學、商業英語、會計學	西村 勝太郎
心理學	西村 嘉三郎
佛語	德尾 俊彦
支那語	奧平 定世
民法總論	和田 豐二
倫理學、哲學	片山 正直
商業簿記	加藤 金次郎
海上保險、英語	河村 宜介
商業英語	賀屋 俊雄
商品學	河村 信一
財政學	柏井 象雄
英語	吉川 貫二
商業通論、商業歷史、商業政策	瀧澤 喜子雄
保險論	瀧谷 善一
商業地理、交通論	中村 眞之助
海外經濟事情、商業英語、英語	中川 庸太郎
倉庫稅關論	野村 次夫
商法	國歲 胤臣
論理學	柳 延胤
英語	矢口 孝次郎
外國貿易、外國爲替	正井 敬次

取引所論	増山 忠次
經濟原論、英語	古川 武
獨語	赤羽 豐治郎
手形法	安藤 光
物權	坂本 憲三
破産法	齋藤 常三郎
英語	水谷 揆一
銀行及金融論	森川 太郎
銀行簿記、工業簿記、原價計算	須藤 文吉
專門部第二部	
法律學	
社會學	岩崎 卯一
物權法	入江 眞太郎
民法總則	石田 文治郎
論理學	井上 隆證
會社法、商行爲法	原田 鹿太郎
心理學	西村 嘉三郎
刑事訴訟法	富田 仲次郎
法學通論	和田 豐二
行政各論	渡邊 宗太郎
國際公法	川上 敬逸
憲法	吉田 一枝
保險法	武田 藏之助
英語	田邊 清市
手形法	田中 保太郎
倫理學	龍野 健次郎
行政總論	中谷 敬壽
英語	村上 喜真
商法總則	野村 次夫

民事訴訟法	野中 徹
國際私法	柳瀬 兼助
刑法各論	山田 卯三郎
經濟原論	古川 武
海商法	安藤 光
獨語	赤羽 豐治郎
債權總論、事務管理	坂本 憲三
破産法	齋藤 常三郎
親族法、相続法	木村 健助
民事訴訟法	箕田 正一
刑法總論	宮本 英翁
佛語	三木 治
財政學	關下 政一
民事訴訟法	末川 豐
契約論	菅 守常
哲學	鈴木 富太郎
英語	岩崎 卯一
社會學、社會政策	磯部 喜一
經濟政策、工業政策	井上 隆證
倫理學	堀 經夫
經濟原論	富山 四郎
英語	茶谷 勇吉
債權法	大山 彦一
政治學	大小 島眞二
心理學	與宮 精一
獨語	和 田 豐二
民法總則	神宅 賀壽惠
商法	川上 敬逸
英語	吉田 一枝

交通論	商業政策	手形法	保險法	倫理學	商業通論	經濟地理、英語	海外經濟事情、英語	英語	特殊經濟史	經濟史	外國貿易、外國爲替	取引所論	經濟學史	農植政策	海商法	物權法	破產法	統計學	佛語	銀行及金融論	財政學	哲學
吉川貫二	瀧澤喜子	田中保太郎	瀧谷善一	龍野健次郎	高田彬	中村其之助	中川庸太郎	內多精一	宇治伊之助	矢口孝次郎	正井敬次	增山忠次	古川武	赤羽豐治郎	安藤光	坂本憲三	齋藤常三郎	菊田太郎	三木治	森川太郎	森下政一	菅守常

商業學科

民法總則	商業簿記	海上保險	商品學	物權法	商法	交通論	商業通論、商業政策	手形法	保險法	商業英語	倫理學	商業地理、英語	海外經濟事情、商業英語、英語	英語	英語	倉庫相關論	外國貿易、外國爲替	取引所論	經濟原論	破產法	商業歷史	會計學、英文簿記	佛語	銀行及金融論、英語	財政學	哲學	銀行簿記、工業簿記、原價計算
和田豐二	加藤金次郎	河村宜介	河村信一	神戶三郎	神宅賀壽惠	吉川貫二	瀧澤喜子	田中保太郎	瀧谷善一	高田彬	龍野健次郎	中村其之助	中川庸太郎	村上喜貞	內多精一	野村次夫	正井敬次	增山忠次	丸谷喜市	齋藤常三郎	佐伯三郎	木村禎橋	三木治	森川太郎	森下政一	菅守常	須藤文吉

國語、漢文專攻科

國文法、枕草子
國民道德、實踐倫理、東洋史

論理學	書經、漢作文	言語學	哲學史	英語	左傳、莊子	孟子、大學、中庸	心理學	文學概論	法學通論	經濟原論	增鏡、謠曲、狂言	法制史、憲法	論語、時文、支那文學史	國文法、源氏物語、演習	國文學史	英語	源氏物語	國史、西洋史	鎌倉文學	詩經、十八史略、漢文抄	有驗故實、元祿文學	教育概論、倫理學、教育學	國學、國語學、國語學史、國文學史、現代文學	荀子、韓非子	源氏物語、萬葉集	哲學	古事記、祝詞、宣命、當詞	枕草子
井上隆證	石濱純太郎	泉井久之助	西田長左衛門	富山四郎	土橋文夫	茶谷忠治	大小島眞二	大坪一	和田豐二	河村宜介	金子又兵衛	吉田一枝	高橋盛孝	田中健三	辻部政太郎	山脇毅	山川信夫	安川安太郎	藤澤章次郎	江馬務	三枝樹正道	新町德之	篠田栗夫	平林治德	菅守常	鈴木周作	飯田正一	

英語專攻科

國民道德、實踐倫理、東洋史

國民道德、實踐倫理、東洋史	論理學	言語學、獨語	英語	英語	佛語	心理學	文學概論	法學通論	英語、英文法	經濟原論	法制史、憲法	英語	漢文	英語	英語	英語	英語	英語	英語、英文法	英語、英文學史	國史、西洋史	國語	會話	教育概論、倫理學、教育學	漢文	發音學、英語史	哲學、獨語	英文文
飯田正一	井上隆證	泉井久之助	所勇	富山四郎	豐岡佐一郎	德尾俊彦	大小島眞二	大坪一	小川忠藏	和田豐二	河村宜介	吉田一枝	田邊清一	高橋盛孝	村上喜貞	內多精市	黑田正利	山田松太郎	安田恭平	山川信夫	安川安太郎	アイル・テイ・アイン・テイ	三枝樹正道	篠田栗夫	杉平顯智	菅守常	鈴木富太郎	



校友總會並に懇親會

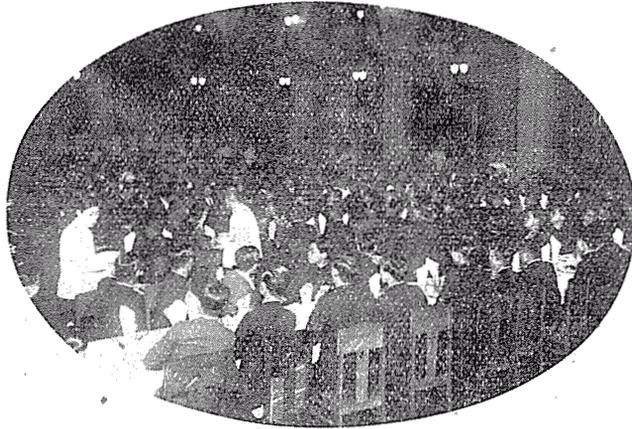
關西大學校友大會並に新校友歡迎懇親會は、三月二十日午後五時より大阪中央公會堂に於て開催す。陸續參會する者四百四十九名、落語萬歳の餘興に興じたる後、午後六時より開會、仁保會長の挨拶ありて校友會常議員の改選をなす、例に依りて會長一任とし拍手喝采裡に内藤正剛氏新議員を讀上げ終つて宴に移る、祝杯の重なるにつれて此處彼處に湧き起る學歌學生歌の大コーラスはさしもの大殿堂を搖がさんばかり、宴果てるに及んで名残りを惜しみつゝ盛會裡に散會す。因みに當日改選の新常議員は左記の諸氏である。

- 板野友造、岩崎卯一、原田鹿太郎、萩原敬隆、西村勝太郎
- 本田武藏、戸波次郎、土橋四三、渡邊博、加藤金次郎、武田藏之助、谷岡登、内藤正剛、永野一憲、松本芳太郎、松本照四郎、藤本榮雄、近藤孝、白砂直樹、神保敬男

千里山學士會春季總會

三月二十日卒業式當日午後五時より田饒橋大ビル八階に於て、仁保學長を初め武内、政井兩學部長、玉木

專務理事其他多數恩師の御臨席を仰ぎ、本年度學部卒業生歡迎會を兼ね千里山學士會春季總會を開催した。上田理事長開會に際し本年度卒業學生歡迎の辭を陳べ次いで學長先生の御懇篤なる御教訓と御希望等とを承る。廳で宴に入るや快談堂に溢れ、和氣瀟々の裡に心



校友懇親會

からなる祝杯を舉げた。デザートに移るや、水谷、岩崎、武内、政井、新町、吉田各教授より有益なる御所感を承り大塚理事本會の主旨並に事業等に就いて述べて學歌を合唱して一と先づ卒業生歡迎會を閉ぢた。續いて總會に移り、角田理事開會の辭を述べ座長となり、

神保理事會務並に會計を報告し、役員選舉を行ひ、學歌を合唱し關西大學の萬歳を三唱して午後八時頃散會した。

當日理事選舉の結果次の諸氏が來年度千里山學士會理事として選出された。

- 西島、山崎、上田、神保、柏元、角田、瀨江、中村、豊田
- 大塚、櫻本、森田、本田、高岡、吉川、木村、佐伯、春原
- 長谷川、久松、大島、出田、小田切、千原、永井、瀧本、澤田、塚谷、岩田、田中、森

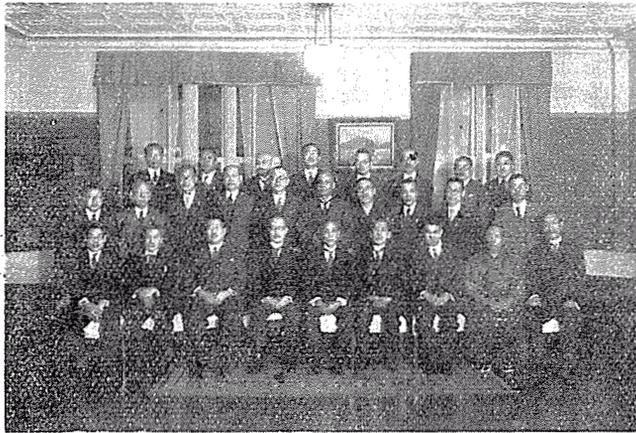
東京支部春季總會

會員小川郷太郎先生の商工大臣就任祝賀を兼ね、四月八日午後五時より中央亭本店に春季總會を開き、先づ母校五十年式典に參列すべき有志者總代として、板橋、大月、高橋、森塚、伊藤の五君を選びました。生憎く小川大臣が差支にて姿を見せざると、皆川先生が先約ありて早く歸られたるは遺憾なるも、前例なき程多數の參集として互に在校時代を中心の話題として歡興高潮し、武田監事より母校の近況を語り、矢追先生の發聲にて母校の萬歳を三唱し、左記役員を改選し紀念撮影の後、午後九時過ぎ散會しました。

- (支部長) 山口直三郎、(副支部長) 三森武雄
- (幹事) 板橋菊樹、伊藤茂、大月義平二、吉藤浩平、米田忠八
- 高橋喬一、中村靜藏、永田宗太郎、久門南利、安村竹
- 松、山本伸次郎、山田善之助、山田太熊、松澤卓規、
- 古田吉五郎、深谷茂、朝倉健之、作間耕彦、北山義衛
- 南亮爾、志野覺治郎、森岡保善、森塚主成
- (顧問) 横山鑑太郎、武田宣英、矢追秀作、松本泰治、皆川治廣

臺灣支部

春季總會は三月二十二日、新北投、新元紀念館にて開催、午後三時頃より三々伍々集ひをみせて圍碁大會



會 總 季 春 部 支 京 東

を催し、午後六時三十分より宴に入る、この日、珍らしくも新竹より眞田氏を迎へて支部發展の意を強くし一風呂浴びて後、廣田幹事より會務報告及會計報告を述べ、紀念寫眞撮影の後、本格的に開宴、歡談裡に時を移し、九時眞田氏を送りて無事閉會す。

(當日出席者) 小川吉吾、奥河佐嘉喜、中村八十一、内村一穂、山口正成、小林隆義、小谷茂雄、荒井保、淺野三次、酒井義雄、阪口詮、眞田俊雄、重田實男、門田文三、廣田弘應の諸君。

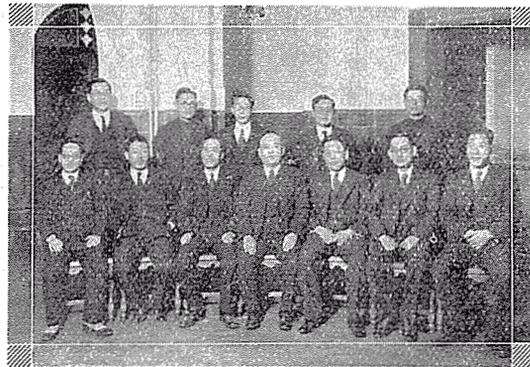
關大五日會 (大連支郡)

遼東の一角大連灣頭に吹き寄せる黃海の寒風は、その未だ春淺きを思はしめるに充分である。

大連の親

友も年々歳々その數を増してゐるが從來は定期的の會合のなかつたために種々の差支のため殆んど顔合せ機を失した校友も少くなかつたので今後は益々親睦の度を深めると同時に連絡を密にし且つ結束を堅めるために毎月五日午後六時より大連市寺内通三大連海務協會食堂に於て五日會を開催することに決し三月五日その第一回例會を開いた。

北滿奥地から歸つて來た者、光頭會に出したら一等賞間違ひなき人、詰襟の勇しい姿で押かけた者等々々々の盛會且和氣霽々たる實に愉快なる例會であつた。當日の出席者



會 日 五 大 關

昭 四 會

關友則親、平井三朗、小泊六翁、岡田勇、高濱直一、木村俊八、高木嘉一郎、秀島全治、大谷眞藏、直吉巳一郎、室山宇太郎、中野英一、(到着順) 平井純

昭和四年出身の法、經、商、文の各科出身者によつて組織される昭四會の會合が去る三月三十日夜日本橋北詰ラヂル館で催された。會合の度毎にいつも御出席下され何日とはなしに此の會と不即不離になつてしまつた武田藏之助先生も例の様に御出席願へるし會員の出席も相當で中々賑はしく嬉しい會合であつた。乍併思へば大阪附近在住者三百五十名中十三人の出席とは大きな顔も出來ない。

此の點に付き武田先生より或秘策を授けられたことだし今回の出席者は勿論次回に出席のときに各自一名づゝ同伴者をつくることとし益々本會の隆盛を期することが申し合はせられた、散會後有志九名が附近の寫眞館に赴き紀念撮影をした。

出席者

武田藏之助先生、池田信義、井上軒、江川傳次郎、筒井國義、前田豊治、吉岡旭、田代三千雄、岡島虎雄、氏原源一、中尾元彦、阪倉久治、三輪丈一、岸本芳夫、(順序不同)

動靜

眞田 俊夫君(昭三八專法) 臺灣新竹法院檢察局檢察官

三雲住三郎君(昭四〇專法) 京都區裁判所監督判事

林 義次君(昭四一專經) 朝日鑛山會社(西區本田一
番町五) 住所天王寺區下寺町四丁目八三

向井 威夫君(昭四二專法) 臺灣新竹州竹南郡頭分食鹽
元寶捌業

坂下 徳道君(昭四三專法) 滿洲國錦州公署警務廳特務
科長

北村 三郎君(昭三八專法) 滿洲國龍江省公署民政廳財
務科長

中村八十一君(昭三八專法) 臺北地方法院檢察局檢察官

中谷 定治君(昭二二專經) 滿洲國奉天省公署教育廳視
學官

小橋 正男君(昭二三專法) 大阪府特高課より警務課へ

會我部軍治君(昭四三專法) 岡町署より十三橋署へ

中村 簡吉君(昭一三專商) 太平火災海上保險會社(東
京市日本橋區吳服橋一丁目三) 住所東京市中野區
高根町二

安田 耕君(昭一四專法) 滿洲國吉林省樺甸縣參事官

鈴木 良助君(昭一四專法) 朝鮮運送會社、住所朝鮮黃
海道海州北本町五七

三原新三郎君(昭一五專法) 赤穂警察署、住所兵庫縣赤
穂郡坂越村砂子

澤岡 留藏君(昭一五專法) 京阪電氣鐵道會社

阪口 詮君(昭一五專法) 臺灣總督府專賣局庶務課、
住所總督府千歲町官舎

喜多 末吉君(昭二專法) 臺南州內務部水利課、住所
臺南市幸町一丁目二

伊達 弘君(昭二專法) 滿洲國團們稅關雄基辨公處
鑑査官

植島 博君(昭六專法) 九條署より警察練習所へ

宮本 薫君(昭六專法) 府警務課より島之内署へ

福富 喜市君(昭七專法) 臺北市中央市場事務所、住
所臺北市東門町文化村一條

菊池 一男君(昭七專法) 難波署より警務課へ

伯井 久輝君(昭七專法) 大阪府泉北郡織物工業組合

平井 三郎君(昭八專法) 福昌公司(大連市山縣通二
一三) 住所大連市龍田町一一七

淺野 三次君(昭八專法) 臺灣勸業無盡會社、住所臺
北市東門町一五〇沼倉方

俣賀 哲夫君(昭八專一商) 基隆市役所勸業課

井上 敏雄君(昭八專一商) 臺南州虎尾郡役所、住所臺
南州虎尾街

板津 京一君(昭八專一商) 石原鑄工所(名古屋市南區
瑞穂鹽田) 住所南區徳波通四丁目一八鳥居方

田中 數美君(昭九專一法) 萬報社住所臺北市佐久間町

米村 英三君(昭九專一商) 臺灣總督府遞信部工務課、
住所臺北市本郷町三條通

濱本 遠君(昭一〇專法) 南海鐵道會社戎町出張所

井上 謙一君(昭一〇專法) 南滿洲鞍山獨立守備隊教育
隊第四班

田賀 一郎君(昭一〇專一商) 美笠電氣商會(北區堂島
北通三丁目)

小堀 欣二君(昭一〇專一商) 太平火災海上保險會社、
住所東京市四谷區籠笥町五五武藤政治方

中野 文吉君(昭一〇專一法) 松江歩兵第六十三聯隊第
五中隊

大橋 秀夫君(昭一〇專二經) 大阪朝日新聞社、住所旭
區左專道町軍人住宅

土井 三郎君(昭一〇專二商) 廣報社

清水 末夫君(昭一一專二法) 中津署より警務課へ

森 福太郎君(昭一一專一法) 東京火災保險會社

大橋 棟君(昭一一專一法) 門司鐵道局

長尾 三郎君(昭一一專一法) 東京鐵道局

富谷 利一君(昭一一專一法) 南海電鐵會社

田仲 信義君(昭一一專一法) 福助足袋會社

木原 繁實君(昭一一專一法) 株式會社そごう

來島 滿男君(昭一一專一法) 門司鐵道局

藤本 安治君(昭一一專一法) 三井生命保險會社

岩井 巖君(昭一一專一法) 東京火災保險會社東京本社

森 直行君(昭一一專一法) 大阪府立岸和田職工學校

校友名簿に就いて

一、校友會員名簿は基金制（一時拂金參圓也）に依つて發行して居ります。昭和十一年用名簿は多少殘部がありますから此の際至急御申込下さる。

昭和十一年三月 關西大學學報局

申込書

一金圓也

學報維持費（自昭和 年 月 日）
至昭和 年 月 日
校友會名簿基金

No. 右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報局御中

明治 昭和

年 學部
專門部

科卒業

一、勤務先
一、現住所

編輯餘録

▽四月三日専門部第二部の入學試験にはおまつて學部、専門部一部、第一豫科と引續いて入學試験施行され、十二日第二豫科を最後としてこれら入學試験を終了した。數多くの應試者中から選ばれて入學の榮を贏ち得た二千に垂んとするの新生を迎へて學園は今まさに春で、新しい躍動を感じる。

▽豫科の校舎は學内報記載のごとく新粧を凝して竣成した。新人の設計に成るためか感じが清新で明朗でいかにも近代である。新しい酒は新しい器に盛られなければならぬ」とも云はれる。また「居は氣を移す」とも云はれる。新人を迎へ新人を養成するには蓋し好ましい環境であらう。

▽近年入學志願者職線に異狀ありと謂ふべきか、由來、法學校として知られた本學も、商業都市たる土地環境に支配されてか、商科志望者の率は法科に比肩して正にこれを凌駕せんとするの傾向を示すに至つた、興味ある傾向で將來の動向を暗示するものであるまいか。

▽本誌五月號は創立五十年記念號として式典記事寫眞並に本學の今昔の鳥瞰的に編輯する豫定である。従つて例月の贈物並に學内報、校友及學生記事は掲載せぬ筈なるにより、本誌は發行を遅らして出来るだけそれらの記事を掲載した。

▽近來各地校友支部の復興運動は頼みに

白熱的となり、月並會、會報發行等と一大躍進を遂げてゐる。新京、大連、奉天等の異境において然りであり、殊に拙んでゐる、随つて校友消息が詳らかとなつて、地方校友支部本來の意義を完からしめてゐる、誠に慶賀に堪へない、この際、未設主要都市に支部創立が希はしい▽關西隨一の運動王國の稱ある本學も、更年、行雲流水の嘆あるを免れ得ない、往年東都大學勢を迎撃して之を潰滅した野球部も、今年は多くの主力選手を學窓の外に送つて寂寥の感なきにあらず、されど陸上競技部新優秀選手の大舉入學は本學從來の地歩を確保するのみならず、更に一段の光彩を放つであらう事を期待する。

不許複製

大正十一年六月十五日創刊
昭和十一年四月十日印刷
昭和十一年四月十五日發行

編輯人 神屋敷民藏
發行所 關西大學學報局
印刷所 谷口印刷所

大阪市東淀川區長柄中道二丁目十二番地
大阪市東淀川區長柄中道
大阪市北區堂島上三丁目十五番地
大阪市東淀川區長柄中道二丁目十二番地

天六學舎 關西大學

千里山學舎 關西大學

大阪市内外千里山
電話 堀野 一〇三三
堀野 一七六六
堀野 二六七五
電話 吹田 一三三

皆様の御入學を衷心より御祝詞申上ます

弊店をせいぜい御利用下さい また御用命下さい

關西大學指定

難波洋服店

關西大學天六學舎前
電話堀川三四九番

出張所 千里山關西大學前



高等・専門大學生諸士の書店としての

當販賣部東店は、常に店内の充實をはかり、あらゆる専門書を取揃へ、皆様の御来店をお待ちしてゐます

何卒書籍に關する御用は弊堂を御利用下さいませ

●主要販賣圖書

法律・經濟
 商業・工業
 機械・産業
 宗教・哲學
 文學・社會

駿々堂心齋橋販賣部

市電一齋橋下車北へ二軒目の東西兩店
 電話一場一〇七番をお呼び出さ

大阪市南區東清水町二九 駿々堂出版部 電話一四二〇八七番